

平成23年12月15日(木曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育委員長	山下一夫
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 23 年 12 月 15 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 3 号・陳情第 4 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 23 年 12 月 15 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願いします。

諸般の報告をします。

議案第 59 号、平成 23 年度町道馬荷線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての議案に誤りがあり、町長からおわびして訂正したい旨申し出がありました。正誤表を議席に配布してしますのでご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、陳情第 3 号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書（陳情書）について、および陳情第 4 号、地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書（陳情）についてを議題とします。

これより委員長報告を行います。

初めに、陳情第 3 号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書（陳情書）についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会から、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書（陳情書）について。この請願書（陳情書）、慎重審議致しましたところ、この制度は児童福祉法 24 条を大幅に後退させ、保育サービスを、まあお金で差をつけるとか、それから保育をもうけの対象にするのはいけないんじゃないかということで、全会一致で採択することと致しました。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長報告を終わります。

陳情第 3 号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 4 号、地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書（陳情）についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、ご報告致します。

産業建設常任委員会では、全員参加の下に本件請願（陳情）を審査致しました。これは、その結果はですね、採択すべきものということに相なりました。件名は、前後致しますが、地方整備局や事務所などの出先機関の存続を求める意見について、陳情でございます。

少し補足致しますと、東日本でこの大災害なども発生致しました。従来の行政運営の組織体制の在り方では、

やはりこの整備が立ち遅れた地域が数々ございますので、それに対応するためには、やはりこういう整備局などの、特に残していただかないとこれはいけないということでございます。

で、これはもともとは全国の知事会の方でも、その出先機関を廃止したらという検討されておりました。ほかの機関もございしますが、本件につきましては、この私たち黒潮町のような社会基盤が遅れておること、をそれぞれ強く認識していただきまして、この趣旨をですねご理解いただきたい、ということでございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

陳情第4号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから陳情第3号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書（陳情書）についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

陳情第3号の討論を終わります。

次に、陳情第4号、地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書（陳情）についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

陳情第4号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第3号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書（陳情書）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書（陳情）についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは質問をさせていただきます。

局長、ちょっとここ表示が出てないんですけど構いませんか。

はい、分かりました。

これはちょっと通告じゃあないことですが、昨日、隣町の議会の一般質問のやりとりをあるところのテレビで拝見しましたが、なかなか丁寧にやりとりがなされておりました。再生して見られるということもございますが、これはこれでええもんだなあと思うて勉強さしてもらって、本日の私の一般質問にもどこか取り入れることができたらいいなあと思て拝見したわけでございますので、またそれなりによろしくお願ひしたいと思ひます。

それではですね、通告の1番目ですが、すべて町長ということで通告をしております。その1番目はですね、東日本の被害を教訓に、総合振興計画を策定するか問うというものでございます。

これ、総合振興計画は自治法上定められたもので、それ自体は皆さん、常識のとおりなんですが。町長がですね、選挙を戦われてきまして、多くの方の指示をいただいた。その一番のものは、私は、再起動というところにあるんじゃないかなと思っております。それで、この町長は、2年、間もなくあと何カ月かで終わるわけでございますので。やはり町民は、町長の示す方向を議会の場へ提出していただき、その基本構想を示していただく必要があるんじゃないか。それは、再起動というところに帰るわけでございます。そして、多くの町民の声もお聞きしてこれでおるわけですが、既に前々から雇用については、合併前も合併後も一番のテーマであるところ。

防災については、少し順位が下でございました。3月11日に東日本の大災害を受けてですね、さまざまな取り組みをしていただいておりますが、やはり黒潮町の計画として、それは明確に示していくべきであろうと考えるわけです。

で、現在ありますものは、これはこれで大変素晴らしい計画書でございますが、これを全面的に書き直すとかいうことでは、それを求めておるわけではございません。当然、継続していかねばならないものはございますが。今言いました、東日本の災害を教訓にして、私たちが今まで常識としてきておった部分も、これは改める必要があることがありはしないかと、多くの方が気付いておいでると思ひます。

まずは町長がですね、この町のどのような方向へ目指すのか、これを示していく必要があると思ひます。この点について、この通告は策定とありますが、これは見直し策定するということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思ひます。

1回目を終わります。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは矢野議員の一般質問、東日本の被害を教訓に総合振興計画を策定するかというご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

まず通告書を頂きまして、総合振興計画の部分でですね、防災部分の再確認をさせていただきましたが、現段階ではこの防災部分につきましては、見直しは必要ないというふうに考えております。

それで、質問の方ですね、町長が再起動ということで当選してですね、今後の状況ですけれども、振興計画の中にもありますように、5年後くらいに見直しをというような文言がございます。従いまして、24年度にはですね、見直しをしていきたいというふうに思っております。

議員の質問にもありましたように、今の計画そのものがですね大変素晴らしいというお褒めの言葉をいただきましたが、振興計画そのものがですね町の方向性を、10年間という期限付きの計画ですけれども、町の方向性を示しているものでございますので。従いまして、計画書の中にもありますように5年後をめどに見直しをしていきたいというふうに思っております。

ぜひ議員の皆さんからもですね、より良い方向性についてのご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この計画策定しましたときの、その災害にかんする部分につきましては、南海地震が、東南海、南海という震源域がそこであろうということでの考え方でございましたが、その後、今年ですね、3月11日以降、これはそんな生易しいものではないということが新聞紙上、あるいは学者の間でも言われておまして、4連動と、同時発生する。しかも、この今、私たちがおるこの足元が震源域であると、このように言われておりますね。学者も大いに反省しなければならないということは、新聞、テレビなどでも東日本の災害については言われておりますし、学会でも申し訳ないということを言われておりましたね。

これ、どの程度を想定しておるかということが大事なもので、これはですね、想定をどこまでするかというが大変難しいし、これはなかなか来てみな分かんところが本音のところなんです。やはり東南海、南海、紀州沖の震源域とするそれだけでは、私はいけない、そのように思います。

で、この計画どおりでいくと、私はあまり危機感が感じられない黒潮町の計画ということになるわけですが、それでよろしいですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご質問にお答えしたいと思います。

矢野議員の再質問の中にはですね、3連動という言葉がございました。計画書の11ページを見ていただいたら分かりますけれども、この計画書の中にもですね、その3連動、同時に起きるとか、少ない時間で、間隔で起きるといったようなこともですね、文言も見られておまして、そのときからですね、5年前になるわけですが、3連動とまでは言わなくても、3つの地震があまり時間を置かない、年月を置かない間に起きるといったことも想定された計画書でございますので、そのあたりをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

まあ、これは基本的には議決しておりますし、現在のものは、これを変える変えんは、提案するせんは、町長の姿勢がそうであるということでございますので、これはこれでしないということであれば、それはそれで分かりました。

それでは2番のですね。

(議場から何事か発言あり)

今、議会中で発言は私がしておりますので、ちょっと議事の邪魔はしたらいきませんき。

そのように、24年まで見直ししないというように受け止めておりますので、そのように私は分かりましたということをしたわけです。

それから2番目ですね、総合振興計画の23年4月1日現在の実績ですね、人口年齢別構成、産業別年齢構成、各産業経済、雇用実績ほかを問うということでございますが。

なかなか基本的に、これを数字で表すというのは難しいことは承知しております。ただ、町全体を見たときに、例えば町が発行しております一次産業のデータを見ましても、すべて右下がり。生産高、販売高、そして従事者、そういったものは下がっております。漁業においても林業においてもおんなじでございますが。この1番の雇用について総合振興計画上一番重要とされておる喫緊の住民の要望は雇用問題である。それをどう解決していくかということの思いで、この総合振興計画上どうなっておりますかということの質問でございます。

なかなか押さえようもないとは思いますが、直近の統計などあれば、そういったものを活用して答弁をいただきたい。

よろしく申し上げます。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

それでは矢野議員の一般質問、総合振興計画の実績等のご質問についてお答えしたいと思います。

矢野議員もご質問の中でありましたけれども、総合振興計画は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町の基本方針という役割と性格を持っておりまして、町の最上位計画として位置付けられております。計画期間内の町が進むべき方向性を示したもので、具体的目標が設定されたものではないことは議員もご承知のとおりというふうに思います。

到達目標数値と実績数値は、総合振興計画を基本とした個々の個別の事業計画において設定されております。計画策定以降、総体的にですね見まして町内の経済は、議員からもありましたように右肩下がりという傾向にあることを認識せざるを得ないというふうに考えております。

通告書にあります、ご質問の人口年齢別構成ですが。総合振興計画の平成17年度の調査と比べまして、平成22年度の国勢調査では、全体の人口が1万3,437人から1万2,366人となり、1,071人で8パーセントの減ということになっております。また、14歳以下の方がですね1,545人から1,257人と、288名、18.6パーセントの減。15歳から16歳までの方が7,565人から6,755人。810人、10.7パーセントの減。65歳以上の方が、4,327人から4,354人。27人の0.6パーセント増ということになっております。全体の人口減少が見られるとともに、14歳以下の人口が急激に減少し、反面、高齢者が増加、高齢化が進んでいる実態があります。

産業別の年齢構成ということですが。昨年の国勢調査の実績数値が出るのが平成24年の2月、来年の2月下

旬と言われておりまして、まだ公表できる数値がございません。

それから経済、雇用の実績ですけれども。発表されている資料が少し古いですが、町内総生産額は平成18年度、297億5,000万円から、平成20年度、299億1,100万円の若干の増ということになっております。

経済成長率は、18年度から20年度までで0.5パーセントの増。平成9年からですね平成20年度では、平均成長率が三角の、1.6パーセントの減となっております。

それから、雇用情勢の所ですけれども。従業員が4人以上の製造事業所数は、平成20年度、33事業所から平成22年度、22の事業所。従業者数が426人から337人へ、89名の減となっております。

製造品出荷額ですけれども、平成20年度、37億400万円のところからですね、平成22年度は31億4,400万円となっております。

このように雇用環境、製造出荷額など、右肩下がり統計となっており厳しい状況が続いておりまして、何とか雇用の場の創出をしないとイケないというところですね対応をしておるとい状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それで結局、今のわが町のその人口の構成を見ますと、多分60歳以上の方が半分以上であろうと。あと1、2年で65歳以上の方が半分以上になると思うんですよ。ほんで、そういう結局、元気で働けるということが大事なもので、その一概に高齢をいかんというわけではございませんので、そこは誤解されないようにお願いします。若い人がここで働いて、それで一家を支えていけるというものが需要でございますので、それが無い限り、なかなか若者がここには定着し難いであろうと思うわけです。

今まで、ひとつの判断材料とするために、全体の総枠をいう質問をしたわけですが、これからはですね、その新たな対策を行うときに可処分所得がいくらであるか。働いて収入を得て、今度、経費を払うものは払って、残り。残りがどうであるか。結局、そこが一番大事ではないかなあと、一人ひとりの問題としたら。だから、可処分所得をいかに引き上げるかということの下に、その振興計画を策定し、年々の事業をですね進めていただきたいと、こんなふう思うわけですが。

その点についてはいかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

2問目の再質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、振興計画にございますとおり、その計画を策定するところで平成19年度にアンケート調査をしておるわけですが、そのときにもですね、やはり議員ご指摘の雇用の場の創出ということがございました。これがトップの要求でして、これが現在も全く変わっておらないということは認めております。

それで、議員ご質問の可処分所得に基づいた振興計画の方向性ということがございましたけれども。これについてもですね、先ほども答弁致しましたように、24年度の見直しの中で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

それではですね、ちょっと3番目へ移りまして、ちょっと法律いうて書いちゃうきに面白いがですけど。土地基本法第11条第3項中にですね、住民、その他の関係者の意見を反映させるとありますが、どのような方法で実行するか、どのような方法で反映させるかということでございます。

これは土地利用の計画の策定についてということでございます。その場合に、住民の関係者の意見を反映させる、そのやり方の問題でございますが。というが、この東日本のこの災害を受けてですね、私なりに従来の計画は計画で、それはもう皆さんが認めたことだからいいとしても、これは大急ぎで見直しする必要があると考えるわけです。このそのときにですね、じゃあどういうふうに見直しするかという部分で、現在の計画の運用も見て考えることはですね、憲法上財産権、これは侵してはならないとあるんですね。ところが、それは活用については公共の福祉が求められておると。つまり、個人の財産権は認めるけど、活用についてはしっかりと行政がくっついていきますよということでございますね。

土地基本法というのは、基本法の名のとおり利用についての最上位計画法でございますので、ほかは個別法で、その具体的なことを定めておりますが。この一例挙げますとね、都市計画法の中でもですね、公園区域は確かにくっつちりますけど、何年たつちなつちあせんいう土地がたくさんございます。これが言うところの、土地利用の用途区分は決めておるだけ、それ以外には使えない土地でございますね、あっさり言う。

しかし、個人が何かしたい言うても、それはくっられておるので自由にならない。個人の土地を、財産権を縛る以上、行政は責任を持ってですね、その法の趣旨に従うた行政運営がされるべきであります。それがよね、住民に対してはどうなつちゅうのか分からない。何かしたい思いよったら、用途指定されちゅうだけのことで、町民は困るわけですね。それは農振法においても一緒です。法の趣旨に従うた管理を行政がしていかなければならない。が、果たしてどうかと。

東の方を見たときに、テレビでもやってましたね、昨日。土地が2割、3割上がってきちよう。まあ事実かどうかは分かりませんが、それも場所によりけりと思いますが。高台においては、そういうことになってきておるとい報道がありました。これは、そこで今、いつ来るか分からないけども、来るであろうと言われるものに備えるには、来てからでは間に合わないんですよ。時間がかかって仕方がない。法律を変えるわけにはいかないので、運用を変えていかないかん。用途区分をどうするのか。これはですね、早急に取り組むべき問題であると考えております。

こういうそれについては、やはり多くの地権者、そして関係機関などと急ぎ取り組む必要があると思いたすが、この手法、やり方をどういうやり方でやっていこうとするのか、お聞きします。

議長 (山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (武政 登君)

それでは矢野議員の(3)の、土地基本法の第11条第3項中の、住民、その他関係者の意見を反映させるとありますが、どのような方法で実行するか、ということについてお答えします。

策定する場合は、やはりより多くの住民の方々が参加できて、議論しながら進めていくことが肝要だと考えておりますので、説明会やアンケート調査、そしてワークショップ、パブリックコメント、そのような方法が考えられようかと、そのように思います。

質問の通告書に見直しということが書かれておりませんでしたので、そこまで踏み込んだ答弁はできませんけれども、方法としては、今言ったような方法が考えられようかと思いたす。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それではですね、いつ、その声を聞く予定ですか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

土地利用の計画という中には、先ほど議員も申されましたように自然公園区域で、まあ言葉は悪いですが、何もされないまま放置されているというふうな所もございました。この土地基本法のもう少し上位計画には、国土利用法による土地利用計画の策定ということがありまして、それは国、そして都道府県、市町村でそれぞれ策定するということになってます。国と、そして都道府県には、それぞれ国土利用計画法に基づく土地計画基本計画というものがございます。

高知県の土地利用基本計画を見てみますと、それぞれ、例えば都市計画区域と農振法が重なる部分の調整機能というものが明記されております。黒潮町、前段の大方町にも、そして黒潮町にも、この国土利用計画法に基づく土地利用基本計画はございません。しかしながら、高知県全体で土地利用基本計画が策定されておりますので、それに準じて黒潮町も運営してまいりたいと考えております。

時期と申されましたけれども、そのことはまだ私のところでは考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

私は町長に質問しておりますので、いつされますかという質問に対しては、考えておりませんというのは町長が考えてないということになりますが、よろしいですか。

それと、国土利用計画法はですね、土地基本法の下位法になります。上位法、下位法で言うたら、下位。基本法が上位法。で、国土利用計画法については課長言うたとおりですが、これは総合振興計画の趣旨を曲げてはならない。あくまでも総合振興計画が偉い。それは、しかし県計画に反することはあってはならない。そのとおりです。だから、それは定めなければならないものだと私は認識しておりますが、ないということであれば作らないけません。総合振興計画の基本構想に沿った計画書を作らないけませんので、もしないとすれば速やかに作るようにしていただきたいと思います。

それはですね、結局、もうものすごくたくさんの法案があつて、何が何やら分からんできておるのも現実です。じゃが、要は国民、町民がいかにかこの町で生活していくか。その生活を助けるための手段がこの法律でございますので、ぜひですね、今までずっとやってきた歴史がございます。急に変わるということも難しい。しかし、この東日本の状況を見たときに、私は縄張りをしておるから駄目だというようなことではなしに、そこを縄張りを変えていただく。それは可能なわけですね。縄張りを変える努力はしてもらわないと、町民が低い所で家が現在お住まいされておる方が、高台へ行きたいな思ってもそれができない。できないために、波で押し流されたんであつては、これはいけませんよ。

土地を公共目的のために、その各法を作つて縄張りしておくということであれば、そのとおりの法の運用がなされなければならない。そんなことをせんとおつちよいて、町民がそこに家建てたいとかいうことを言うと、

これは用途指定しちょうから駄目だと。しかし、現場の見たら荒地の状態。これはね、個人の権利侵害そのものになってくるわけですから、財産権を侵すことになりますよ、これは。だから、ここでいかに町民が安心して生活できるかという状況を整えていくのは行政の責任でありますので、何もかも一遍にせないかんという問題が起きてきます、これは確かに。だけど、住民が安心して高い所へ家を建ちたいなあいう場合にはですね、速やかに対応できるような行政運営をお願いしたいわけですが。

この声をいかに早く聞くかが大事です。だから、そういう声を聞く必要があるということは承知していただいておりますので、それをいつやるのか。

お答えください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

課長が答弁申し上げましたように、現段階でいついつ法の策定をしますと、あるいは住民の皆さんのご意見を聞きながら策定をします、という計画は立てておりません。

しかしながら、矢野議員がご指摘のとおり、その防災対策、あるいは今後の土地利用の障害等々、こういったことが個別案件で出てまいろうかと思っております。これからさまざまな案件を処理していくわけですので。その段階で、改正の必要があると、あるいは見直しの必要があった場合には取り掛からなければならぬと、そういったこととございます。

また、上位の総合計画は立てておりませんが、それぞれの法の個別の計画につきましては現在もございまして、そちらの方も見直しをさせていただいて、その後に総合的に黒潮町の全体の土地利用計画と、そういったことになろうかと思っておりますけれども。その全体まで、手が伸びるかどうかというのは、現段階でも検討しておりませんが、また、できるかどうかこの場でちょっと答弁ができないというのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

はい、ありがとうございました。

それではですね、この国道のことですが、4番目のですね、自動車専用道拳ノ川佐賀間の事業化は大変喜ばしい。そのように考えております。この立ち遅れた私たちが生活する区域に、やっとうひとつの風が吹き込んでくる条件が整いつつあるということは素晴らしいことであろうと思っております。

それです、ただ問題は、これ合併町になりまして、高規格の問題は、実は、昭和確か54年だったと思うんですが、四国横断自動車道建設期成促進同盟会が多くの方の力ででき、長い運動をしてき、59年には四国西南地域高速道建設期成同盟会で、そのときの会長さんは宿毛の市長さんがなられておりましたね。そういった方々のご苦勞の積み上げてまいって、また、町長はこの問題については大変ご尽力いただいたということは、私も承知しております。多くの方々に感謝するわけとございます。

ただ、この合併してからですね、私どもの方が問題にするのは、これは佐賀の北部地域からは、この西方向への乗り入れ、あるいは西から救急車、消防車などはですね、ここの道は使えない道でございます。それはインターがない。東方面とのインターはあります。これ半分だからハーフと、こういう言い方しますけど。フル規格になっていない。そういう計画の下に、来年度、予算がつきそうなということとございます。

東日本の状況を見てもわかりますように、やはりその高速道路、専用道路が果たした役割は大変大きいものがございまして、救急車も消防車もパトカーも通れないというような道では困るわけですね。この海岸線が全

部つぶされるということを感じないかんわけで、熊野浦、鈴という地域もございます。太平洋に面しておりますが、それ、今あるのは県道、町道でございます、多分、言われるような地震、津波が来たら、これは一遍に通れなくなるであろうと。断崖絶壁の所を通っておる道でございますので、今ある道は、やはりこの後ろ側からですね、東の方へ、伊与木川沿いに走ってきて、東の太平洋へ出る道が必要であると。それには、そこで西側、こちらから行って下りれる。また、向こうからこちらへ乗り入れできる、そういうインターが必要でございます。

下村町長のときにですね、平成19年11月12日にですね、佐賀の北部地域の区長会が全部押印しまして、フル規格については要望もしておるわけですが。今の、初期のころはやはりインターというとゲートがないといかんということで大変なお金も掛かりましたが、ゲートがなければ、そういったお金も少なくて済むということになりますので。

そして、ここは県道秋丸佐賀線がこの付近にございまして、その秋丸線も改良しておりますが。これは四万十川からの黒潮町側への乗り入れ、それからさらに、こちらへ来ますと蝸川へもとか、そういう方向に後ろ側から太平洋側へ、この山川を横断してくるという考え方をさせていただいてですね、ぜひこの件についてのハーフからフル規格によね、場所的には多少そりゃ動いても構いません。とにかく、こちら方向への利用を良くしていただきたい。

それで、昔からのことなんですが、佐賀北部地域には中村中学校へ行った方いないんですよ。いくら頭がよくても行けない。距離があるんですよ。昔の人は、歩くか自転車か。お金があっても自転車。しかし、その自転車で砂利道をこいで中村中学校までは来れない。それがひいては、先々の個人の生活や地域の力、つながっていくわけですが、それができない状況がずうっと来まして、最近になって国道が良くなり、鉄道がつき、おかげで若者は、自分の行きたい学校へ行けるような社会資本、整備されてまいりました。

このいつなごとき、また昔のような生活に戻るか分からないときに、道路が整備されていくということは、学問の保障にもつながるわけでございます。今でも、中村に下宿するいいましたら10万じゃ下りませんからね、月に。だから、学問の自由さえ奪われかねないような道では困ります。下の今ある56号というのは、整備水準が大変低い。地震が来たら、国道の中では一番弱い道になります。だから、高規格というのはそれによりは整備水準が高い。どうかですね、私たちの後に続く若者のためにもですね、子どもたちも勉強したい言うたら、そこへ行って勉強できるような条件を整えることにですね、皆さん、力添えをいただきたいわけです。

それから、56号をね、町境というのは隣の町との境ですが、この不破原間、大変曲がり曲がっております。私はここでお願いしておるのも、町長がですね、その必要性を認めてくれたのであれば、国土交通省の方と、これはお話をさせていただきたいなあ。高規格ができれば、私は間違いなく、今の国の財政状況を見ていきよったら、間違いなくこれは県道、悪ければ町道になります。今のような道路管理はできない。いつも悪い道を通して生活をせないかん状況になってまいりますので。50年先、100年先を考えての社会資本整備をお願いしたいと思うわけです。

ご答弁いただきます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の（4）、自動車専用拳ノ川佐賀間の事業化、および拳ノ川付近から佐賀方面へのインター設置ならびに国道56号町境から不破原間の改良についてのご質問にお答え致します。

一般国道窪川佐賀道路につきましては、平成16年12月7日に都市計画道路、自動車専用道路でございます

けど、に決定をされたものです。平成17年度に事業採択をされまして、現在、線形不良個所や災害危険個所が多い片坂バイパス区間、延長6.1キロメートルでございます。を、施工しております。

議員ご質問のとおり、このたび、国土交通省において窪川佐賀道路の未事業区間でありました、四万十町平串から金上野間の延長5キロメートルと、黒潮町拳ノ川から佐賀間の延長6.2キロメートルの2区間について、来年度より事業着手に向けて準備が進められております。しかしながら、現在の国の道路整備事業への予算配分を見ましても、新規事業につきましても大変厳しいものがございます。来年度の政府予算発表までは、引き続き地域住民の安心安全を守る命の道として確実に事業着手されるよう、関係機関等に対して強く要望してまいりたいと存じます。

議員ご質問の拳ノ川付近から佐賀方面へのインターチェンジ設置についてですが。現在の計画ですと、拳ノ川インターチェンジ、仮称でございますけど。ここはハーフインター、上り線入り口と下り線の出口になっておりますが。また、佐賀インターチェンジ、これも仮称でございますけど。ここにつきましては、フルインターの予定となっております。

なお、拳ノ川インターチェンジのハーフインターからフルインターへの変更につきましては、議員先ほど申しましたとおり、黒潮町佐賀北部地域区長会、市野瀬から小黒ノ川までの9地区でございますけど、そこから平成19年2月および11月に町長へ要望書の提出があったことは承知をしているところでございます。

現在の計画では、片坂の線形不良個所の解消を第一の目的にしておますので、また、拳ノ川インターチェンジの設置予定個所は地形が急峻なため、フルインターチェンジにすると大規模な地形の改変が生じるということで、ハーフインターとなっております。しかし、今後、東南海、南海地震等の大規模災害時には、災害危険個所が多い拳ノ川佐賀間の現国道が通行できなくなることも想定はされます。建設費用や立地条件等により困難性はあると思っておりますけど、今後の震災対策や利便性を考え、フルインター化につきましては再度、地域からの声として国土交通省へは届けていきたいと存じます。

また、国道56号の四万十町境から不破原間の改良につきましては、先の9月定例議会でもご答弁をさせていただきましたが、当区間の現道につきましては線形不良個所や災害危険個所が数多くあり、安心、安全な通行が確保されていないことは十分承知をしているところです。引き続き国土交通省、中村河川国道事務所へはですね、線形不良個所、災害危険個所の改良や視線誘導標、および線形誘導標等のさらなる充実を強く要望してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。それは分かりました。

次へ移らしていただきますが、5番目ですね。

有井川の方からウロ千人。波打ち際は七里沖とお聞きしました。過去の災害をどの程度調査したか、お聞きします。これは前のときにも、過去のそういう状況を調べてくださいよということをこの場でもお願いしておりましたが。多分、だいぶ調べてくれておるとは思いますが、その点についてお聞きしたいわけです。

これは高知大の先生からいただいた資料ですけど、この私たちのおる所が震源域としてすっぽり入っております。この、じゃあウロ千人というが、何か今、そのウロという場所があって、有井川に。その沖に、千人がおったと。波打ち際ですが、現在の波打ち際から七里沖であったというのが、有井川でお住まいする大先輩のお話でございました。

それで、この入野の沖でも村がなくなったというお話も聞くし、佐賀の方でも、鹿島の三里沖に村があったけれども沈んだと。ただ、いつのころ沈んだかは分からないんだけど、そういうことがあります。これは、大方については大方町史にも載っておりますね。佐賀の方でも、農民史へ載っておりますが、で、七里というのをちょっとキロに直したら、約30キロはございませぬがその程度と。それをこの目の前で見たときに、どこまでいくかなと思って、図上でちょっと定規で当たってみたんですが、布崎より沖になって、足摺よりは手前という辺りかなと。だから、これは大変なことだなあと想着、まあ事実であれば。

ただ、全体の大学の先生から頂いた資料によると、この紀州、東海から九州へかけては島に平行して海溝がありますので、その海溝はメタンが一番集まっておる所ですが。その所までは大体、白鳳のときはこの沖になりますね、100キロ沖ということの資料がございませぬ。これはですね、それだけ沖へ出ていくと、もうあこじゃこじゃいうことなしに、どこでも影響が出てくると。ほんで、まあ白鳳のときはこの真沖になってきますので、相当な力が押し寄せてくると。これは鹿島が波に飲み込まれたという記述もございませぬ。どうも、一番えらかったのがこの地震ではなかったかなあというように、私なりに思っております。

そうするとですね、今これ立っておる所も全部海の底へ行きゃあせんかなと。今は陸上とされておる所が、海中になりゃあせんろかという、そういう不安がですね、よぎるわけがございませぬ。土佐湾そのものが、どうもこれは引っ張り込まれてしまって海になったというような話、前に一度お聞きしたことございませぬ。これは、このままのんびりしちよってええもんじゃろかと、そういう思いからですね質問をするわけです。だんだんだんだんこころも、こう海の方へ海の方へ下がっていくんじゃないかなと。出てくる資料はだんだんだんだん、大変な資料ばかりずうっと報道機関によって、私たちは情報をいただいて知ってきておるわけですが。この計画一つに作るにしても、急いでやらないかんものの、たたき台になるものがない、なかなか。しかし、過去にあったそういう白鳳の地震、宝永とかいうがあるようございませぬ。宝永というのは本当、紀州沖でございませぬ、これ地図で見たら。

で、そういうところを踏まえてですね、どの程度調査をしていただいておりますのか。そこをお聞きしたいわけがございませぬ。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

基本的にですね、あまり調査はができておりませぬ。正直なところはその分ございませぬ。

それで、どのくらいの調査かということですけども。議員言われましたように、佐賀の農民史、鹿島が越えた所がですね、百余尺というようなことも確かに確認しております。そのほかにも大方の方で、田野浦の集落史あたりもですね、それから伊田の方からの情報とか、入野地域の話とか、それから大方沖の陥没とかいうようなことを何点かはお聞きしておりますけれども。

一つの具体例と致しまして、田野浦集落史あたりを見ても、字名で残っておるといふ所ですけども、現在、田野浦から上田の口へ越える所に町道が走っておるわけですが、あの高い所が流れ越エという、今、国営農地開発をしてですね字名が消えておりますけれども、あそこが流れ越エという所だったようです。その流れ越エを昔の津波が越えたという所で、航空図から高さを調べてみますと65メートルくらいになります。高さでなくて遡上高ですので、波の高さがそれだけというわけではないですけども、そんなような状況もあります。

それから、ご質問にもありますように大方沖の陥没というようなこともあります。

確かにですね、そういう情報は何点かお聞きはしておりますが、町史を見ても、やはりまだ言い伝え

ということに町史の方ではなっておりまして、なかなかそれを具体的に自分たちの事務に反映できないという部分がありまして、あまり調査ができておらないというところがその状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、調査ができてないというのも分からんでもございせんが、その有井川のですね急傾工事をやっておる所の上に、そういう丸い石がたくさんある。新聞、テレビでも見たような、東日本では、昔、何年か前、千年前かにこういう津波が来た。その証が、このバラスがこういう所で層になって点在しておるといふ部分はあるといふことをお聞きしましたので。

有井川のその急傾の工事、急傾指定位置地の所で崩落がなっておりますが、その避難道路の上の方でそういう層がございまして。それはどのようにお考えですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

そのご質問も前回ありまして、そのところはですね地元の方に問い合わせをしてみましたが、推定ですけども、段々の農地をつくに岸の所にその部分が現在見受けられるわけですが。そのようながを浜から上げたんじゃないかなというふうな話でございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

私が言ってる所はね、避難道路につけるその道になってる所が、裏の山を削って道路幅員を確保するわけですが。その削ったのり面の中にずっとあるわけですよ。畑の中やなしに、のり面に、中にあるんです。外から見える所ではあるけど。だから、上のもう 1 カ所の所は確かに畑、墓地所があって、丸石もあるところはございました。

私の言ってるのは、川に面した方の避難道路。急傾斜の崩壊しておる所の上。そこを言ってるわけでございますので、場所を間違えての答弁ではないかと思うんですが、どうですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

現地の状況をですね、この前質問いただいた所で地元の方に、ある程度高齢の方にお聞きしたんですけども、先ほど答弁したような状況でしたので。再度ですね、その地層という部分についてはよう確認しておりますので、その部分につきましては後日、矢野議員から場所を指定していただき、確認したいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それではですね、6番目へ移りまして。

環太平洋連携協定対策ほか、自由化交渉を問うというもので、一次産業は今大変な苦しい経営に追い込まれている。肥料、燃料、資材などの値上げ。円高による価格の安値。これは先行きどうなる、この協定結ぶか結ばんか、どうなるか分かりませんが。結んだとしたら、町民の暮らしは楽になりますか。という質問でございます。

ご承知のように、昭和45年ごろ、42年ですかね。ころまで360円でずうっときて、レートの比率がですね円ドルの関係で360円でずうっときて、その後ですね、ニクソン・ショックでドルが安くなる。いくら紙幣を持って金には替えませんよという。それでドルが安くなってきて、47、8年ごろですかね、円高へ移行するというような。円高によって国民生活を豊かにするというような大きな流れが公然と、国の方針として出てきてですね、これは円高になったらえいよと。外国旅行も安う行ける、物も安う買えるということで、大蔵大臣がテレビに出たり、また日銀の責任者がテレビで出たりとか、あるいは日本の一部上場企業の社長さんらがですね、円高によるメリットをたくさん言っていたかまして。だんだんだんだん円が強くなってきて、私たちが確かに、日々、その昭和45年の生活のころを思えば、今の生活というのは夢のような生活だなあと。そのように思う反面です、やはりこの総合振興計画の人口構成を見ても分かるように、何か、このままでえいがじゃろうか。子どもが生まれず、若者が一家を支えるだけの収入が得るには程遠い状況が続いております。

この円高でたばあ高くなってきよう思えば、またこのFTAですかね、これも自由化の一環。今度、今わいわいいう、国でもいいう TPP、それも、すべてのものの自由化というようなことですが。これ、農業だけでなしに、すべてのものが自由化へと向かえば、これはこの国はどうなるがじゃろうか、この地域はどがんなるがじゃろうか、ということがやっぱり頭の中へ浮かび上がってくるわけです。円高になってほんまに良かったかなと思う反面、それも出てきますので、やはり後継者が育ってこそ初めて、その地域が良かったなあと、今のこの時代が良かったなあとと言えるがじゃないかなあとというように考えるわけです。そして、いつの間にか円も75円とかいうようなことになったりしまして、これじゃあどうしようもないじゃろうと、そんなふう考えております。

それで、昭和36年でしたかね農業基本法いうのがあってですね、これはサラリーマンと一次産業、農家との所得格差のなくさない、均衡を保つことを目的に農業基本法はできたものですが、それがなくなって、今、食糧、農地、担い手、こうやったかな。何か、そんなような法がいつの間にか、平成11年ごろやったかな15年ごろやったか出てまして、それは所得を引き上げるということはどこにも書いちゃいません、この法律は。ただ、国民の生活を守るとか、食糧を守るとかいうことを書いておまして、そういう状況の中で、この自由化をどんどんどんどん進めていった場合、果たしてこれはええろうかという心配をしようわけでございますので。

先の議会でも、確か自由化には反対とか、町長もその反対の意思を表明してくれましたけど。そのへんを踏まえてですね、自由化したら町民は生活は楽になりますろうか。

お尋ねします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは矢野議員のですね、環太平洋連携協定対策ほかですね自由化交渉を問う、これについてですね、通告書に基づきましてお答えさせていただきます。

この件につきましてはですね、先ほど議員も言われましたけれども、昨年12月議会で議員からもですね、反対の姿勢を明確にしているかという質問がありまして、当町みたいなですね一次産業主体の本町においては

ですね、反対の姿勢であることを報告致しましたけれども。その後の動きとしてですね、政府がですね TPP 交渉の、これの参加不参加の判断をですね、先の東日本大震災によりですね 6 月予定を先送りにしていただきましたけれども、11 月の APEC、アジア太平洋経済協力会議いうがですねけれども。これの首脳会議を前に、早期に結論を出すという意思表示を致しまして、現在ですね、野田首相がですね TPP 交渉参加に向けて、関係国との協議に入るという表明をしている現状ですねけれども。

先ほど議員も言われたように、TPP に参加するになればですね、原則全ての関税を撤廃するという TPP の特性ですので、これからですね、農業への影響を考えてもですね自給率が 40 パーセント現在あるわけですねけれども、これが 13 パーセントになるとか。日本もですね、食糧を他国に委ねる事態になり、また、いつも議会でも言われますけども、食の安全、安心の規制撤廃。これの分野とか、人の移動の自由により、労働者の低賃金やですね、雇用の場の確保、雇用環境の悪化。それからまたですね、医療や金融、保険などのサービス分野の自由化。これら、さまざまなですね影響が出ると言われております。

当町のようなですね一次産業の主体の町ではですね、大きな企業もありませんので、自由化によってですね得るメリットはまったくないというふうに思っております、議員の言われる町民の暮らしですねけれども、これについてはですね、本町みたいな一次産業の町では決して楽にならないというふうに考えていますので、機会あるごとにですね、反対の意思表示を行っているところです。

先ですね 10 月 20 日にもですね、JA、森連、漁協、生協、町村会、高知県町村議会議長会、医師会など、さまざまな団体によるですね、TPP 問題を考える高知県民集会というが高知でありまして、これについて議長とですね参加をしましたけれども。その中でもですね、交渉参加へ反対する特別決議というものも採択されていますので、今後もですね機会あるごとにですね反対運動についてはですね積極的に参加してですね、反対の意思表示をしたいというふうに考えておるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

7 番目のですね、もどりガツオ祭の成果と課題。

その課題解決へに向けてですね、来年へ向けての取り組みをお伺いします。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

それでは答弁させていただきます。

去る 10 月 22 日に行われました第 8 回戻りガツオ祭は、カツオふれあいセンター黒潮一番館の開館 1 周年を記念した祭りとして、スタッフの手づくりのもてなしにより、地域の方々に感謝する思いでスタートしました。当日は、前日からの悪天候で気をもんだものですが、早朝からの NHK テレビの PR があったせいか、あいくの天候にもかかわらず、昨年への倍の 5,000 人の方々の来場を得ました。旬の戻りガツオをたたきや刺身で味わっていただきました。

その中で課題として言われていることは、実行委員会の事務局の担当課が一転二転したことで、実行委員会に不信を抱かれたことが出され、次回に備え実行委員会の組織を明確にする必要があることが指摘されました。

また、呼び物である生のカツオの1本売りですが、前日の悪天候で入荷が少なく、当日の人出も懸念されたことから、準備されたカツオが少なく、あっという間に売り切れたことで、楽しみにして来られた方々に迷惑を掛けました。そこで意見として、来場した方には必ず買って帰ってもらえる方法を考えるべきではないかという意見が出されておりました。

そのほかPRの方法、スタッフの配置、出店募集配置、送迎バス運行等の問題が出され、次回への課題となっております。

以上を踏まえて、町としても、カツオの町佐賀をPRする絶好の機会と考えておりますので、地域の方々と一緒になって支援の方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これは私もいろんな方からお話聞くについて、お褒めの言葉をいただいておりますので、全体としては良かったなあと。引き続き頑張っていたきたいと思えます。

それでは8番目のですね、カツオ資源問題は国際的な会議で発言すべきと考えます。どのように対応しますか。また、国別漁獲、漁船規模トン数、海域を問うというものでございます。

最近のところでは、中国の漁船が韓国の海域へ入って魚を取って、大変なことになっておりますが。そういったこととか、あるいは1,000トン以上の船が巻き網で24時間、毎日巻くとかいうようなことは、なかなかこれはえらいことやなあと。ここでいくら言っても、声は、皆さん聞いてもらえませんが。やはり、そういう声が届ける場、そういうところへやっぱり出かけていかんとですね、これは、そういう黒潮へ乗って上がってくるカツオが手前で取られしもうつたら、こちらはなっちゃあないなるということ分かっておりますので。その資源問題についてはですね、やはりかちつとした方向の下にやるべきであろうと。

あと、取った後の加工利用ということについては、これは、それはそれで必要なことですが。やはり物がないと加工できないわけでございますので、そのことについてはですね、やはり全力で僕は取り組んでいくべきあると。国にですね、もっと頑張っていたかなあ、こらどうもなんともならんよと。

まあ一方で、クジラの問題もございまして、いろいろありますが。クジラについては、アメリカの何とかいう団体なんかは、体当たりできて妨害する。あるいは日本国内においてですね、ありやあ、こりやあこの国は日本じゃろうか、外国じゃろうか思えばあなことを、その外国人がされることをテレビで見たわけでございます。あれもひとつの訴える手段としてやってるわけでございます、それを認めるわけではございませんが。

我々も、地球は限られたものでございますので、そういう意味からもですね、ぜひ国際会議などの場へ出掛けていってですね、その声を出していただくようなことができないものか。黒潮町だけでやるのではなく、カツオ学会などもございまして、そういったもんを活用しながらですね、ぜひ声を出していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

そしたら答弁させていただきます。

近年、南方での各国の巻き網船による過剰漁獲、漁獲能力の増加が、黒潮に乗って日本に北上してくるカツオの減少を引き起こしていると言われております。このことについては、今年1月、佐賀で行われましたカツ

オフフォーラムの中でも言われておりました。

カツオの資源問題の根本的な解決は、漁獲制限が最も効果的ではないかと考えております。高知県では本年5月、知事が農林水産大臣に対して、このことについて要望活動を実施しております。海外の巻き網漁船の急増によるカツオ資源への影響を懸念し、中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCにおける巻き網船規制の確実な実行の検証や、巻き網漁船の削減にかんして、日本が率先して取り組むように求めています。

黒潮町としても、12月上旬にWCPFCの年次総会を控え、水産庁はじめ関係機関に要望活動を実施しております。カツオの町黒潮町としても、国際会議での発言はほかに任せるものとして重要な事項であり、関係者や県と連携して資源保護、管理について、国や関係機関に引き続き要望活動を行っていきたいと考えております。

それで、国別の漁獲ということですが。全体としては19年のFAOの資料ですけど、全体としてカツオについて250万トンの漁獲があります。そのうち、インドネシアが30万4,000トン。日本が30万1,000トン。韓国が21万5,000トン。台湾が21万4,000トン。フィリピンが186万トンとなっております。主なところで。

漁船の規模、トン数ということですが。日本の海外巻き網協会に所属している船は35隻ありまして、349トンから760トンまであります。それから中国漁船ですが、中国漁船は2010年に千トンクラスの船を12隻建造して巻き網漁船をやっているということです。それから台湾、華僑資本のアメリカ船籍の船がありまして、これが1999年以降、39隻増となっております。船の規模としては、1,200トンから2,200トンの規模です。

その巻き網船の主な海域ですが。太平洋北西部。これはマリアナ、パラオ、カロリン、マーシャル諸島付近です。これが大体22.7パーセントぐらいの漁獲ということです。それからもう1つは、太平洋中西部、サモア、キリバス、ソロモン、ミクロネシア、トンガ。この辺り、12.2パーセントということです。20年度の資料からです。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは、これはなかなか国際的なことですので、ここでいくら言ってもどうなるものでもございませぬが。やはり、困った所、ここから発信を始めないと人々には伝わりませぬので、引き続きその努力を重ねていただきたいと、このように思います。

それではですね、ここの9番目ですね。市野々川の河川水が上流へと伏流化しています。農業用水、防火用水などに利用が難しくなっている。改善策を問うということでございます。

ただ私も、これ佐賀町のときはこの程度のことを言えば、まあ全体のことがすっと理解していただいたと思うんですが、これ合併町でございますので、よくよく考えよったら。執行機関の中でですね、すみませんがこの水力発電所のできたいきさつなど、どういうわけでそれができたのか、どういう交渉のなかでできたのか、まずそれを。通告はしてないですけどね、これはわし、これは常識と思ひよったところが、これは常識ではないかなと思つたもんで、それをちょっとひとつの材料にしたいと思つたので、そのへんの分かっている方があったらですね、ちょっとここで言ってくれますか。

分かるか、分からんかでいいです。分かっちゃいます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

あまり勉強不足のところを丸出しになるかもしれませんが、今まで聞いたところをですね、少し述べさせて

いただきたいと思います。

基本的には国策で、水力不足ということですので、愛媛県の方に送電するというで造られたということは確認しております。

以上です。

すいません、水力不足と言ったようですが、電力不足で愛媛県の方に送るということで造られたということで、国策というふうに聞いております。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

佐賀発電所のできた経緯につきましてはですね、もう相当年数さかのぼるわけですがけれども。

現四万十市からの発電がですね、旧白田川村まで来なかったこと、大正時代のことのようですがけれども。それと、窪川で、四万十町ですけれども発電計画がありましたけれども、旧佐賀町までの配電は考えていないということですね、その結果、佐賀町、当時は村だったと思いますけれども、独自のですね発電計画を立てまして、市野々川の奥にですね大正9年から昭和13年という記念碑が立ってますけれども、間に12キロワットですね電力の重油を使った2つの水力と蒸気と両方でやっておったようですがけれども、それが始まりであったというふうに旧佐賀町史の中に載っておったと思います。

その後ですね、いろいろな変遷がありまして、高知県に移り、また四国電力に移って、現在の大きな発電所になったというふうに認識をしております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

通告書にお戻りください。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それですね、これは別に懲らしめるために言ったわけではございませんが、やはりこの発電所自体はですね、大変重要なエネルギー源でございます。国策として、新浜にある工場へ送るために造られたということで、おおむねそういうことでございますが。

それをやるについてですね、さまざまな課題があるわけでございます。それは、その課題解決するためにですね、県とそれから窪川町と佐賀村と会社との間で協議がなされてですね、当時予測できたことは、その協議を重ねて整うたものと、そうでないものとございます。ここへ来てからですね、最近になっては、用水が確保できないので、水田の用水を確保するために電力と協議し、その対策をしていただいたこともございますし、平成15年ごろには市野々川の河川水が、さっき言いよった伏流化することで電力と協議致しまして、その排水トンネル、放水トンネルの漏水がございましたので、その対策をしていただいたということもございます。が、依然として解決そのものにはできておりません。講じていただいたけれども、その水切れについては解決してございませんので、これは困ったなあ。結局、防火用水とかそれがだんだんだんだん上へ上がって、水切れ状態が続きますと防火用水、あるいは農業用水が使えなくなってくるということが出てきます。

それとですね、これも当初、予測できてなかったことの1つのうちですが、この通告には出してないだけでも、あの付近の土砂の堆積問題とか、不破原の水位が高い、水もないと困るんだけど、高過ぎても困る。その水が高いことまでは予測がどうもしてなかったようでございますね、当時は、そういった課題が出てきております。

昨日、ちょっと現場へ行ってみますと、水高の測る1メートル40を測る基準がなくなっておりますので、流量計でいった方がいいのでしょうか。どうも、以前あった場所になくなってると。だから、水が一体、じゃあ河川水がどれだけ流れておるのかということも確認できないようになっておりました。そういったことがございますので、これは発電所ができて良かったなあと。原発も、何かこの暮れには四国電力は全部止めるとか、止めないかんとかというようなことも聞いておりますし、そうなってくるとますます、この自然に優しい水力発電が重要度が増してくるわけです。

電力は大変重要なものがございますので、そのことは分かりつつも、周辺の方が困らないような手当てをしていただき、やはりみんなから愛される発電所でなければならないというふうに思うわけです。発電所があっても足元は通学路もございますが、夜、暗うて危ない、心配だというような道路で、県道ではありますし、そういったことを一体的に整備する必要があるかと考えておりますが、この議会ではその河川水が伏流化することについて質問しております。そのことについて、いかに改善をしていただけるものか、お伺いするわけです。

まあ、河川管理そのものは高知県でございますが、生活者は町民でございますので、それらを踏まえて答弁をいただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の（9）、市野々川の河川水の伏流化により、農業用水、防火用水などに利用が難しくなっていることから改善策についてのご質問にお答えをします。

市野々川の河川水の伏流化につきましては、いろいろな要因が考えられます。主には、河川の流水が河床の地質、主に砂礫床と思われまふけど。それや、土質に応じて河床の下へ浸透しているものと考えられますが。当河川の下流の地下には、議員も先ほど言いましたように、佐賀発電所からの放水路、延長が約510メートルございます。放水路があり、伊与木川へと放流されております。佐賀発電所につきましては、議員もご承知のとおり昭和12年12月31日から発電を開始していることから、放水路の老朽化により河川水が浸透していることも十分考えられます。

以前、平成13年度に、旧佐賀町時代ですけど、四国電力と四万十町家地川にあります佐賀取水堰からの導水路、この導水路につきましては延長約7千メートルほどございます。そこと、佐賀発電所からの放水路の状態を調査した結果、湧水が確認をされました。そして、平成15年度に止水対策の工事。これは主にウレタンの注入でございますけど、それが施工した経緯がございます。

現在、放水路等の点検につきましては、2年に1回、冬場の渇水期に実施していると四国電力さんよりお聞きをしておりますので、河川水の浸透が確認されれば早急に止水対策を講じていただき、農業用水や防火用水等、住民生活に支障が来さないよう、強く要望してまいりたいと存じます。

なお、そのほかにも河川水量の問題等、要因が幾つかあると思えますので、今後も農業用水ならびに防火用水の担当課、また森林保全の担当課とも連携をしていて、当河川の状況を注視し、対応を検討してまいりたいと存じます。

それから、先ほど言われました土砂の堆積につきましては、毎年、高知県幅多土木事務所へも強く要望してございまして、一部施工していただけたという個所もございます。

また、佐賀発電所の状況は、先ほど議員も言われましたように、高知県西部地域の電気の約14パーセントを賄っております。これは年間約8,700万キロを発電してまして、一般家庭の約2万8,000戸が1年間使用でき

るということで、大変重要な水力発電と位置付けしておりますので、この付近も今後ですね十分電力等も確認してですね、やっていきたいと思います。

以上で答弁終わります。

議長（山本久夫君）

矢野君。

あと3分です。

7番（矢野昭三君）

長くなりましたが、最後でございますので。

10番目の、米原アンチモン、それから田ノ口銅、出口砂鉄を採掘するとともに、観光資源ですね、として活用できないか問うというものです。

大方町史を拝見しております、過去にこういう鉱業が盛んにされておったということを拝見しました。こういうものを観光資源として再利用できないか。まあ採掘そのものにつきましては、毒の問題があるとすれば、それはそれでできないことではございますが、それ以外のことで何らかの、こういう観光の材料として、私は活用できれば素晴らしいことやないかなと。

特に、銅、それからアンチモンというのは穴の中へ入って行くわけで、さまざまな問題もあろうかと思いますが、その砂鉄の場合は、多分川とか海辺とか、そのようなオープンな場所、開かれた自由な場所であるので、あまりそういう危険性とかいうものはないように思いますが。

いずれにしても、これらを観光資源化してですね、町の観光振興に役立てればよいと思うので質問するわけではございます。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づき、矢野議員の米原アンチモン、田ノ口銅、出口砂鉄の採掘するとともに観光資源として活用できないか、のご質問にお答え致、します。

ご質問の内容について、町史などを参考にして現地にも調査してまいりました。

米原アンチモンの米原鉱山については、1873年、明治6年ごろから某米国人が来て採掘経営を始めたのを最初に、その後4企業ぐらいが経営に携わって、1966年、昭和41年、鉱山が閉山となっています。鉱山が盛んなころには、多数の村外の人が入り込み、一時はにぎやかな集落を成し、物資の流通も盛んで行商人の往来も多かった。また反面、選鉱場では流水を利用したので廃液で川が白く濁り、下流の有井川地区では鉱毒問題がやかましくなった、と町史に記されております。

現地に行き、米原地区の方のお話を聞くところによると、町史に記されているように1966年、昭和41年、鉱山の閉山後は、王子造林株式会社の所有のようで、植林をしてヒノキ山になっている。坑道の口も、植林の中の雑草でどこにあるか分からない状態になっていると話されておりました。坑道の口も確認に山に入りましたが、まさにそのとおりで発見することができませんでした。

田ノ口銅の田ノ口銅山については、1707年、宝永4年の幕府へ開掘申請と採鉱着手から、1938年、昭和13年の休山まで採鉱されました。坑道は上田の口一帯にかなり大規模に掘られ、最終的には出水多量、坑内の浸水による休山と記されています。1カ所だけ現地の坑口を確認しましたが、現在は頑丈にふたがされ、崩土が堆積している状態でした。

出口の砂鉄については、1743年、寛保3年の周辺地域を含む砂鉄の採鉱による製鉄から、1951年、昭和26

年まで採鉱されました。金浜、金浜という地名で出口地区の周辺のことを指しているようですが、の砂鉄はチタニウムと鉄の含有率が高く良質のもので、日本刀を作ったとも伝えられています。出口地区の採鉱場所は出口の旧小学校下の海浜にあり、幅 15 メートル、延長 100 メートルから 200 メートルで、鉱量は、伊屋地区という所がありますが、現在は双海と呼ばれています。平野、出口地区の順で、出口地区は平野の 4 分の 1 である。また、製品相場に変動が多いことと、事業場が砂浜のため、年間数回の高波に災いされ、休業になったと記されています。

地元の方に聞くと、昭和 24 年ごろ、双海の人の依頼により出口の人が雇われて採取した砂鉄のことをお金になる砂なので、キンジナと言っていた。また、今は採取していた場所は、漁港工事などで沖に捨てた砂が流れ込んだために埋まって掘れないと話されていました。

以上のように、歴史的には興味深い所ですが、採掘や観光の資源にするにはかなりの整備の経費も必要かと思われま。また、課題もあると思われま。現在の状況では、取り組みは難しいと考えま。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

最後のところやったきに、何かもうけ話でもひとつ出てくるろうか、これで終われるかな思いよったけど、まあ残念です。まあ引き続きですね、町の振興に頑張ってもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

質問終わります。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩します。

休 憩 10 時 52 分

再 開 11 時 10 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

9 番（藤本岩義君）

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、震災対策についての第 1 問目でございますが、防災教育についてということでお伺い致します。

釜石市津波防災教育のための手引きを参考に、黒潮町の防災教育を進める考え方はないかということでございます。

先の議会でも先輩議員からも質問がありましたように、3.11 東日本大震災で多くの犠牲者が出ましたが、その中で、釜石の奇跡と呼ばれ、防災教育の見本として話題になっていることはご承知と思ひます。何度も各報道で取り上げられ、12 月 1 日と 2 日の高知新聞にも掲載されました。今日の新聞にも、確か 1 面の方に載っておったと思ひますが、群馬大学院、片田教授が、大いなる自然の営みに畏敬（いけい）の念を持ち、行政に委ねることなく、自らの命を守ることに主体的たれという言葉をしやくし、徹底して教え込んだのが、想定にとられるな、状況下において最善を尽くせ、率先避難者たれ、の防災教育の避難 3 原則だそうす。そして

大事なことは、敵、津波を知り、おのれを知ることと講演しております。

また、昨年3月には、こういう防災教育の手引きとして、釜石市教育委員会、釜石市防災課、群馬大学災害社会工学研究室の作成した手引きがございますが、その一部を見ますと、防災教育の目的は、児童生徒に自分の命は自分で守ることのチカラをつけることとしております。この手引きの特徴は、普段の各学年の教科単元の授業の中に、地震、津波に関連する内容を加えております。

例えば、小学2年生の算数では、津波の高さは釜石湾では3メートルになるらしいです。では、3メートルは何センチでしょうか、とか。6年生の社会では、過去の地震、津波被害を教え、復興までの道のりを教えることや、中学の数学の三平方の定理の項目では、地図上の直線距離ではマルマルメートルであるが、自宅と避難所にはマルマルメートルの標高差がある、避難する道のりは何メートルか。など、それぞれの授業の中で防災と組み合わせてできる方法をイベント的にやるのではなく、普段、授業そのものが命を守ることに繋がっている教育になっておると思います。児童生徒へのこうした取り組みは、教職員や保護者を含め、住民の防災への意識の向上につながったと思います。そして、小学1,927人、中学生、999人は、10メートル以上に及ぶ津波にもかかわらず、教えを守り、懸命に避難し、助かりました。病気などによって学校にいなかった5名は亡くなりましたが、その生存率は99.8パーセントになっております。

特に、大槌湾に近い鶴住居（うのすまい）小学校と釜石東中学校は、津波浸水予想図では浸水区域外でありましたが、地震の直後、中学生が教員の指示を待たず高台に走り出し、それを見た小学生が一緒になって避難をした。最初の避難場所に到着しても、自主的にさらに高台へと走った。しかも、途中で保育園児や高齢者の避難を手伝いながらと新聞にも載っておりましたが、その子どもたちが避難した後の校舎には、3階に自動車も流れ着いて、写真にも載っておったことをご存じだと思います。

一方、宮城県の大川小学校の悲劇というのがございますが、理由はいろいろありますでしょうが、地震発生から津波まで40分もあったのに、全校児童108人の7割、死者、行方不明者が74人が津波で犠牲となったと報道されております。一番の原因は、30分もの間、グラウンドで待機していたことが原因でなかろうかと言われております。

高知県では、8月21日の高知新聞にも掲載されておりましたように、20メートル以上の避難地が必要と言われております。避難道の整備に併せ、避難のため、防災教育3原則の徹底や、授業の中に防災教育を取り入れるため、釜石市津波防災教育のための手引きを参考に、黒潮町版の手引きを作成して、防災教育を早急に取り組む考えはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、藤本議員の防災教育についてのご質問にお答えを致します。

防災教育の必要性につきましては、藤本議員の申されるとおりでございます。

議員申されましたように、東日本大震災におきましては、岩手県釜石市で市内の小学生1,927人中、そして中学生999人のうち、津波襲来時に学校管理下にあった児童生徒の犠牲者はゼロでした。ただ、学校を休んでいた小学生5名が亡くなっております。

釜石市では、平成20年度に文科省の防災教育支援モデル地域事業の採択を受けまして、平成21年度に津波防災教育のための手引きを作成しております。また、各学校では授業だけでなく、小中学校の合同避難訓練、地域住民と一緒にの、下校時を想定しての避難訓練などを実施しております。こうした取り組みが釜石の奇跡につながったのであろうというふうに考えております。

震災以降、町内の各学校におきましても、学校防災マニュアルを見直しを行いまして、地震、津波にかんする授業や講演会、津波避難訓練なども実施をしているところです。また、釜石市が作成をしました津波防災教育のための手引きを11月初旬に各学校に配布をしております。来年度は、防災訓練と併せまして教育面にも重点を置き、各学校の教育計画策定に当たっての参考としていくように指示を出したところでございます。

高知県の教育委員会でも、防災教育に特に重点を置いておりまして、今年度中には各学校が防災授業で使用するためのパワーポイント、これを各市町村に配布をするということのようでございます。さらに、来年度は教職員が防災教育を推進するためのテキストも作成し、全教職員に配布をするという予定になっているようでございます。こういったものも活用しながら、各学校で津波防災教育の推進に努めていきたいというふうに考えております。

釜石市の手引きを見てみますと、その実施方法には3つの方法があります。

議員が言われたようにですね、各学年の教科の中で、地震、津波、防災に関連のあるその単元の中でですね、1時間の授業の中にそういった地震や津波にかんする具体的な事柄を盛り込み、追加的に教えていくといった方法でございます。

それから、もう1つは、児童生徒の理解力に応じてですね、1時間単位の授業として行っていくというものでございます。

それから、もう1点は、総合の時間などを、複数の時間をですね割り当てて、何時間かをかけて一体的に教えるといった方法でございます。

例えば、議員申されました各単元での授業でございますけれども、そういった中に組み入れるということになってもですね、先生方が事前に指導案を作成をしまして、その指導案に基づいた授業展開が必要になってくるというふうに思っております。

いずれに致しましても、授業と、それから訓練といったものを一体と考えてですね、より効果的な方法を検討をしながら、各学校が来年度のですね教育計画の中に盛り込んで実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、やっていただけるというような答弁であったと思いますが。

13日の昼のニュースも見ておりましたら、高知県では来年度の予算に防災教育の関連の新規予算をつけておるということが出ておりました。

1つは、実践的な防災教育支援事業で2,000万、学校防災アドバイザー派遣事業というのが66万7,000円をつけておるといことです。この実践的な防災教育支援事業というのは、県内4校をモデル校に指定して、実践的な防災教育を展開し、避難訓練や公開授業等を行い、取り組み内容を発信するというので、東部、中部、西部、県立学校で行いたいということのようです。

それで、教育長にもお伺いしたいですが、この西部地域も入ってますので、特に海岸線の多いこの黒潮町としてですね、モデル校にその立候補というか、するお考えはないかということと。

それから、もう1つの、4つ目のその学校アドバイザー派遣事業というのは、これも新規でございますので、そのマニュアル作りとかいうのにですね活用できるのではないかと考えておりますが、その付近はいかがでしょう。

子どもを守ることによって地域を守ることにもつながってきますし、すべての教育は命を守ることにつながってると思いますので、検討していただけますでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

来年度ですね、県の事業の中にですね、議員申されましたような新規の事業があるということでございます。

実はですね、議員申されましたモデル校の事業でございます。これは県内 4 校をですねモデル校として、1 校当たり 50 万の事業費ということでございますけれども、これが東部、中部、西部ということで、西部には 1 校ということになるわけですが。この西部の部分でですね、まあ、ぜひ黒潮町でやりたいというお話も県の方にしまして、今、県の方と調整中でございます。もし可能であればですね、1 校、モデル校を選定をしてですね、そういった取り組みもしていきたいというふうに検討中でございます。

それから、アドバイザー事業の件につきましては、これはまだ具体的にちょっと検討はしておりません。今後、内容を検討をしてですね、まあ可能であれば実施の方向でも検討したいですし、枠もあるようですので、なお県とも協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、この付近の事業を十分活用していただいて、子どもたちに防災教育等を進めていただく。そのことによって、先ほども言いましたが、やっぱり地域を守ることにもつながってくると思いますので、お願いします。

町長部局の方にちょっとお伺いしたいのですが。まあ教育委員会の方はそういう形でやっていただけるということですが、保育所の部分も同じだろうと思いますので、ぜひ学校の方と連携の下にですね、この防災教育を進めていただけたらと思いますが、その考え方はございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

保育所の方ですけど、通常の火災とか防災訓練は、それぞれ保育所ごとに対応しております。

特に、佐賀の保育所についてはですね、まあ津波被害ということが想定されますので、避難訓練をですね重点的に今後も続けていきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

避難訓練、当然大事ですが。先ほど話しましたように、大川小学校みたいにならんように、集まってやるとかじゃなくてですね。やっぱり近くが、佐賀の場合には、中学校、小学校がございますので、その避難の状況見ながら自らが。

まあ、小さい子どもは難しいと思いますけれども、小学に入る前の子どもたちであれば十分その運動もできる

と思いますので、そういう活動を見たときには直ちに逃げていくという、まあ練習というか、訓練というか、そういうものを小中学校と併せてですね、やっていただいたらと思いますが、その考え方はございますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

防災の教育面ではですね、なかなか幼児ですので、先生が率先して避難をさすという方向で進めていく方向で考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ、まあ言われることはよく分かりますし、安全も守らないけませんので。

ただ、先生がおらざったら動けないという形では困ると思いますし、まあ保育所でも年長組の方についてはですね、小学1年生とそんなに大差ないと思うんですよ。

だから、小中学校が動きゆう行動のときにですね、一緒に行くとかいろいろな方法で、できる方法で検討していただいたら。すべてが保育士が連れていかないかんというもんでなくて、やっぱりそういうことしよったら遅れる場合もございますので、やはり自分の命は自分で守るところを小さいときからですね、やっぱり教えていくということは大事だと思いますので。

なお、今、すっとは難しいと思いますが、小中学校が取り組んでいただけるということですので、ぜひそれと併せてですね検討していただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

言われたようにですね、自らの命は自ら守るということは基本ですので、そういう面含めて検討させていただきます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

これで1番、終わります。

（議長から「そのままやってかまんで。これは大きい1問の話ですから」との発言あり）

ああ、そうですか。

（議長から「なんぼいうたち。カッコ2番行ってください」との発言あり）

はい。

それでは次にですね、(2)の、災害発生時の多様な通信の確保についてということでお伺いします。

消防無線は、ご承知のとおり27年度までにデジタル化を求められておると思います。28年からデジタル化にせないかんと思いますが、不感地帯が多い黒潮町においては、新しい周波数ではますます不感地帯が多くなると考えられておりますが、中継局等の考えはあるかということでございます。

黒潮町は山が多く、テレビも映らない所が多くあります。現在の150メガヘルツの消防無線でも不感地帯が多く、合併後も無線による両庁舎間の通話もできない状態でありましたが、役場両庁舎に指向性アンテナの設置で、やっと通話ができる状態でございます。

今回、消防庁舎を建設するに当たり、デジタル化を図る予定と聞いておりますが、デジタルになりますと周波数が高くなりまして、テレビの12チャンネルの周辺の260メガヘルツを使うということになりますと、周波数が高くなる関係で、中継局なしではますます不感地帯が多くなると考えます。

消防署からはもちろんのこと、支所、本所間の通信の確保のためには必要でないかと考えますが、対応を考えておりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思います。

デジタル化については今ご質問のとおりでございますが、現在、幡多中央消防組合が事業主体になりですね、今年度、伝搬試験。電波がどのように伝わるか、まあ範囲の試験ですけれども、その伝搬試験を行っております。それに基づきまして平成24年度にですね、まあ実施計画。25、26年度にかけて工事を予定をしております。

ご質問の、不感地帯解消のための中継局等の対策ですけれども。現在、取り組んでおります伝搬試験の結果を基にですね、予算化を計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

試験をやられるということですので、ぜひですね詳しい試験をやっていただいて、まあコンピューター上のそのデータというのはすぐできると思うんですけども、やはり現地ですね試験をしていただいて、不感地帯の部分をよく調査していただいて、いざというときにですね使えないというのでは困りますので。特に、この周波数が上がってきますと、届きにくい所がたくさん出てくると思いますので。ぜひその付近が黒潮町内全体にですね、特に山間部付近の消防が行ったときですね届きにくいということもありますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

特に現在でもですね、鈴地区付近。佐賀で言えば、拳ノ川分団の付近がやっとなですし、鈴には全く届きません。それで、山頂に中継局を造ればですね、この付近であれば今ノ山とか観音さんとか、佐賀であれば串山とかいうところに造っていけばですね、黒潮町全域にその通話範囲が広がってくると思いますので、その付近も十分踏まえた上で対応をお願いします。

特に、鈴の場合は孤立化すると思いますので、特にデジタル化になりますと、今度はマルチパスというが出てですね、反射波によって電波が届かなくなるという可能性もございますので、その付近も、そのマルチパスについてもですね、調査の中では頭の中に置いていただいて、通信ができるようにお願いしたいと。

もう1点は、現在の考えておられる、その中継局の方式でございますが。現在、串山に、現在の中継といいますが、送信できておるのは串山の方へ消防署から電話回線を利用して、佐賀地域の部分を消防署からは通話できるように何とかしておるようですが。

現在、想定されておる部分は、その消防署から電波によって届けるのか。あるいは、今のような有線によって、その中継局を操作するのか。

その付近の計画は、現在どのようにされておるかお伺いしたいです。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

今の計画ではですね、町内に2カ所、串山と田野浦の飯積山に中継局を設置する予定ですが、そこまでについてはですね有線で計画をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

有線ですとですね、地震とかいう場合には切断される可能性があります、そうした場合には、特に今度来るという地震については、対応が非常に難しいがではないかなと思います。

まあ中継局、独自のそのアップとダウンの部分の周波数を変えて、リピーター的な中継局にしておればですね、多分その有線でなくても半固定ということで、移動用の無線をその消防署、あるいは庁舎に置くことによってですね、それがアクセスできる方法があると思いますが。

ぜひ、今度検討するときですね、その付近も含めて、固定局は難しいと思いますので半固定と俗に言いますが。半固定的なその施設もですね、それは経費も掛からなくていけるといいますので、その対応をしておいていただいたら、その有線がですね、もし切れたときの対応という方法で使えると思いますし、できれば無線でその山へやっていただきたいと思いますが。まあデジタル化になりますと、まだ新しい機種ですので非常に経費が掛かるといいますので。

その点も踏まえてですね、有線もやむを得んかも分かりませんが、その有線に代わる方法、切れたときの対応をですね十分考えていただいて、無線局のですね設置をしていただきたいと思っております。

いかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えします。

私どもは詳しい内容はちょっと勉強不足のところがあるんですけども、今、ご質問があったようなことですね、また検討していきたいというふうに思っています。

しかしですね、基地局ですけども。基地局、一気に高いところですね、1億6,000万くらい掛かるものがございますので、やはり予算との関係もありますので、全部が理想どおりできるかどうかはちょっと不明ですけども、まあ、できるだけ大きな災害でも対応できる方向で検討したいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、その方向で、非常に高価なものですけども、起きてからはそれが高いとは言えませんので、やはりそのときに架けておいたら何とかなったということと言われないうように、まあ有線はまず切れる可能性がありますので、その対策については十分注意してやっていただきたいと思います。

続いてですね2番目ですが。

これも一緒ですけども、地震や大雨の災害で、山間部の交通や通信網が寸断されたり、遮断されたり、孤立化する集落等が発生する可能性があると思います。その対策の1つとして、衛星電話の配備計画はどのように進めているかということでございます。

まあ、この間の予算の説明のときにですね、国の3次補正を受けて、12台を今回予算化したとの説明がございましたが、配置場所を全部よう記録しませんでしたので、再度お教え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしていきたいと思います。

衛星携帯につきましては、今、だんだん報道等で大災害のときの衛星携帯電話はですね有効であるということが言われておまして、国の第3次補正にも挙がりました。本町では、現在6台持っておりますが、2台が相当古くてですね、今回、12台を購入する予定でですね予算計上をさしてもらっております。

それから、古い2台につきましては、この1台当たりですね、月の契約料。これ、話さなくても契約料が要るわけですが、それが5千数百円要ります。年間6万円を1台当たり超えますので、古いものについてはちょっと置いておきましてですね、新規に購入した分と、現在保有してる分の16台で運用を目指したいというふうに考えております。

それで、場所につきましては、議員全員協議会の方でもですね資料をお出ししておりますのでお分かりとは思いますが、議会ですので、質問がありましたので、全体でお答えしたいというふうに思っております。

まず、鈴地区、拳ノ川地区、熊野浦。それから、伊與喜、佐賀庁舎、佐賀地区ですね。それから、消防署。それから、鞭、蛭川、上川口、奥湊川、加持川、馬荷、本庁舎付近、上田の口、南部地区。この16をですね計画しておまして、利用のですね訓練といいますか、そういうものもしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたら、現在ある16台の配分について教えていただきましたが、結構、広範囲にできておるとは思いますし、いいことだろうと思います。ただ、経費が要るのが非常に厳しいところだと思いますが、まあ、いろんな所が、いろんな通信の方法が途絶えたときにはですね、衛星も非常に有効でありますし、そういう方向でお願いしたいと思います。ただ、今回その購入予定は、どういう形の衛星電話を考えておられるでしょうかね。

まあ現在、国内で販売は、メインのところはドコモですか、NTTとKDDIの衛星電話がございまして、その方式にはいろいろの違いがございまして、固定衛星に対してアンテナを向けて受信する。現在、先に黒潮町が買っておるのはこの分だろうと思うんですが、もう1つは、移動衛星。この地球の上に66個の衛星が飛んでますが、その衛星を利用して、普通の、我々が持っておる携帯と同じぐらいの大ききで通信ができる方法と2種類が現在あると思います。

まあ一長一短がございまして、現在、黒潮町が今まで買っておるのは、それこそアタッシュケースぐらいの大ききですので、持ち運びに非常に不便でございます。それから、もう1点は小さいですので、普通の携帯と同じように気軽に持ち出すこともできるというものでございまして、今度の購入予定の分についてはどういう方法、またはそれぞれ変えた方法でいくのか。

その付近の計画はどんなになっておりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

現在のものと、まあ使う方向をですね統一をできたらやっていきたいということがございますので、NTT ドコモ系列のですね対応をしまいたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

私がなぜこれを聞いたかといいますと、まあ今、配置場所は決まりましたが、これ以上ないかも分かりませんが、もう 1、2 台買えるとすればですね、危機管理上で町長の方にですね、1 台持っていただくと。そのためには、アタッシュケースをいつも町長が持って歩くわけにはいきませんので、現在の携帯と近いような形を持っていていただければ、緊急のときにですね、いろんな形で指示、命令等が出せる可能性としてございますので、その付近は検討していただけないかなと思ひまして、お伺いしたわけです。

もう 1 つは、拳ノ川に 1 台ということですが、これは保健センター付近に置かれるのでしょうか。それとも、集落に置かれるのですか。ちょっとお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

まあ町長が常備ということですがけれども、なかなかこれは厳しいというふうに思っております。

ご質問の趣旨は確かに分かるわけですがけれども、なかなか常備といいますか、常設といいますか、それは厳しいんじゃないかなというふうに考えております。

それから、各場所を図上で検討してですね、この地域ということ考えておひまして、拳ノ川の保健センターに置くか、あるいは消防団あたりとのですね連携も必要になりますので、団の屯所辺りも含めてですね、今後、地域で一番いい所を消防団あたりと検討をしながらですね対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

分かりました。

できるだけですね、そういう危機管理上、通信のできる方法をいろんな方法で考えていただきたいと思ひますので、よろしくおひします。

次に、地域防災計画によりますと、災害時に有効な通信手段として、業務無線やアマチュア無線が記載されておると思ひます。今後、どのような対策を行うのかお伺いしたいわけです。

現在の地域防災計画の一般対策へ 75 ページの第 5、通信の確保の項目に、災害に有効な通信手段として業務無線やアマチュア無線が記載されていますが、どのような、現在、対策を取られておるかということです。

まあ業務無線は黒潮町内でも、建設業者や電器店、森林組合などに導入されておると思ひますが、現在、この活用の協約とか協定とか結んでいないように思ひますが、いざというときに活用できるように協議、協定

を行うべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、最近は大火とはいえ、アマチュア無線は全国にも多くの愛好家があり、当町の職員にも無線従事者の資格を持つ方が20名ぐらいはおられると思うんですが、実態の把握をされておるでしょうか。

3.11 東日本大震災後の3月13日に、中央非常通信会議、総務省の総合通信基盤局長が、被災地における通信確保のためのアマチュア局の積極活用についてという活用要請文も出ておりますし、連絡情報は私らの出番という見出しで、4月28日の朝日新聞にも活躍が掲載されてます。阪神淡路震災でも、消防無線が全国から集まってくるので混信で使えないときも、多様な周波数を確保できるアマチュア無線局が活躍したと聞いております。

まあ簡単な針金1本で、黒潮町内はもとより、県内、県外とも通話ができる方法ももございます。有資格者の職員の協力もいただいでですね、庁舎にクラブ局等を開設し、非常時に使えるようにして、黒潮町内の一般の協力局の確保に努める考えはございませんでしょうか。

経費的にも多く必要しませんので、防災計画にも記載されておるように、非常通信の整備を行ってほしいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、アマチュア無線関係のご質問にお答えしたいと思います。

今ありましたように、町内では無線を利用した通信という団体もですねございます。が、まだ、その所との非常時の防災についての契約はできておりませんので、今後検討したいというふうに思っております。

それから、アマチュア無線の関係ですけれども、これもですね、町の地域防災計画にありますとおり、また、今、ご質問にありましたとおり、災害時の無線としてはほんとに重要なものというふうに考えております。従いまして、今後、この組織化といいますか、どのくらい現在されておる方がいるか調査をしてみたいというふうに思っております。

30数年前だったと思うんですけれども、大方の方の職員はですね、相当、私も含め、資格そのものは取得しましたけれども、そのころから急激にPHSとか携帯電話とかいうものが普及した関係で、開局されている方は少ないかもしれませんが。当時はですね、大方の方になりますけれども、無線局で40名くらいが局の番号をいただいて交信しておったというふうなことも調査はさせていただきました。佐賀の方にもそういうことがあったようなんですけれども、これらをですね、今後、再調査をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、いろんなその通信方法はあると思いますし、できるだけ多い方がですね非常時には使えると思います。まあ、先ほど言った衛星通信ももちろんのこと使えますが、衛星通信の場合は1回線で1対1の話になりますが、消防無線もそうですし、業務無線もそうですが、アマチュア無線の場合も一緒ですが、送信しゅうのを聞きゅう方もおられると思うんですよ。その聞きゅう方に情報がいろんな形で伝わっていくし、また、その人たちからそういう話をしよったら、そのことに対しての情報がですね入ってくると。まあ、他の災害の協力体制もその形でできると思いますので、ぜひその付近をですね一度調査をしていただいて、町内にもまだ局名を持たれた方もおると思いますので、ぜひその付近に協力要請などもしながらですね、今後、来るべき震

災に対しての通信の整備をしていただいたらと。

まあ、国も非常通信協議会というのあって、こんな非常通信のガイドマニュアルもございまして、この前、課長の方にも多分持ってると思いますが、ぜひそれも読んでいただいでですね、ぜひこの情報が住民に入っていない、住民からの情報が町に入っていないというのは、非常にいろんな面で災害が起きたときの対応が遅れる原因の1つでございますので、ぜひそれを対応していただきたいと思います。

続いてですね、路上への表記による通信のマニュアルの作成と訓練についてということですが。

これは、よく大規模災害のときに道路や広場に書かれたメッセージを、空を飛んでヘリコプターや飛行機から、よくテレビに映し出されてるのはご承知だと思いますが。この方法はですね一方通行ではありますが、空から見ているヘリや飛行機には効力があると思います。山間部の多い黒潮町では、先ほどから何回も言いますが、孤立する集落も出てくると思います。そこで、記載の方法といいますか、その付近をですねちょっと整理をしていただいて、自主防等の訓練に取り入れるお考えはないかということでございます。

というのは、ただ、記号を書いておっても、なかなか上ではすぐ分かん。例えば、赤ちゃんがおってミルクが欲しいとかいうようなことがあってもですね、その付近を何かちょっと簡単な方法で分かる方法があればですね、下に下りていけなくても上から投下するというような方法もできると思いますし。特に、震災の自主防でやる訓練の中にはですね、もう山間部の地域は一定の場所に集まって、何人集まったと。あるいは、消火器での訓練のようなことしかあまりしてないのが現状じゃと思いますので、ぜひ、特に山間部の孤立する所についてはですね、この付近を空から道路に書いたものを見ていただくということによって、一方的な通信であってもメッセージが伝えていけるという方法が考えられると思います。

で、字の大きさはこれぐらいにしたらいいとかですね、この付近は私もよく分かりませんが、まあ目立つ方法があればですね考えていただいて。これ、経費もそんなに掛からんと思いますし、訓練の1つのやり方で各自が覚えていただいたらいい方法だろうと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思います。

この問題といいますか、ご質問に関連致しますけれども。

まあ皆さん方はもうご承知と思いますが、国道の方には1キロ置きに高知からの距離が表示されております。あれは、やはりヘリコプターで来た場合の対応ということで伺っておりますが、あの字の大きさを、まあメジャーで測ったわけではないですが、約2メートルの1メートル50くらいじゃないかなというふうに推定しております。

それで、ご質問の方になりますけれども。孤立した際のヘリへの視覚的通信手段としてはほんとに有効でございまして、まあ考えてはいるんですけども、なかなかヘリコプターをこちらまで飛ばして町独自でうんぬんということにはなりません。従いましてですね、まあ上から見ることのできる国や県、自衛隊などと総合的なルール作りから始めるのが望ましいんじゃないかというふうに思います。

従いまして、今後はですね、県の方に今ご質問の趣旨を伝えて、今後、こういうことを対応していきたいということで、県下的な取り組みに持っていかたいんじゃないかなというふうな思いでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

分かりました。

ぜひ、そういう方向でですね、まあ黒潮町だけでは分からない分もありますし、いろんな関係機関とですね連携を密に取っていただいて、まあできればそういう経費も掛からん方法で連絡が取れるという方法を考えたときに、一番原始的な方法がですね、これ、原始的な方法じゃと思うんですけども。原始的な方法が一番確かですので、そういう方向を検討していただきたいと思います。

これで、大きい問題の1を終わります。

議長 (山本久夫君)

藤本岩義君の一般質問中ですが、この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤本岩義君。

9 番 (藤本岩義君)

午前中にだいぶ急ぎ過ぎまして時間がだいぶ残っておりますが、あと少しですのでよろしくお願いします。

大きい2番でして、町内木材の活用と雇用対策についてということで、町内産出の木材を活用し、町内の大工さんに住宅の建築を依頼する場合、補助金等が出せないかということでございます。

皆さんご承知のとおり、非常に最近では新築の分も少なくなってきておりました、私がちょっと調べてみましたら、22年度の黒潮町内での新築、増築は、それぞれ21棟、それから2棟と、合わせても23棟ということのようです。商工会で現在把握しております大工さんというのは、もう少しおるかも分かりませんが、42名というように伺っております。それに対する町内の新築数というのは、私らが知っておるときでは、過去にですね佐賀だけでも70軒ぐらいはいけたのではないかなど記憶しておりますが、ちょっと資料がありませんので分かりません。ただ、それにしてもですね、極端に少なくなってきたということとは間違いないと思います。

そこで、町内の産材といいますか、木材を積極的に利用して、黒潮町内に住宅を町内の建築業者で建築する者に助成措置を講じれば、黒潮町内の産材、木材の利用拡大を促進し、林業の継続的な発展と、建築に伴う大工、佐官、電気工事等の雇用の促進が図られると考えます。

特に、先ほども先輩議員が言っていましたように、雇用対策が非常に難しい問題になってきておりますので、その対策を考えたら、大工さんが1人動けばですね、それに伴って30坪ぐらいの家で280人から350人ぐらいの延べ雇用が生まれるというふうに伺っております。間違っておるかも分かりませんが、大工さんに尋ねましたらそんな話をしておりましたので。

ぜひですね、町内の木材を利用して家を建てるときにはですね、そういう補助金等が出れば非常に町内の大工さんも助かりますし、ほかの雇用もですね生まれてくると思いますが、そんな考えはないかということでございます。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (濱田仁司君)

町産材を使った住宅に対する補助金が出せないかという質問に答弁させていただきます。

目的、要件として考えられることをちょっと述べさせていただきます。

目的としては3点くらいがあろうかと思えます。

1 つは、黒潮町産材の利用促進ということで、町内の森林で伐採された木材が町内の製材所で乾燥されて、新築、改築することによって、産材の利用拡大が図られるということ。

2 つ目として、黒潮町内の木材産業、森林組合、製材所、工務店、大工さんとか、そういう所の活性化が図られるということです。森林にかかわる産業の雇用の安定や雇用機会の創出等によって、地域経済の活性化につながるということ。

3 点目としては、町内の定住が促進されるということが考えられると思えます。

次に、対象者の要件として考えることを3点くらい述べさせていただきますと。

町内に居住するために、町産材を利用して1戸建ての木造住宅を新築、改築する者。

2 つ目としては、町内の工務店、大工を利用して新築する住宅。

3 番目としては、町税を滞納していないことなどが考えられると思えます。

他方、町内の状況を見ますと、町内木材として年間平均 1,500 立米が、これは森林組合さんですが、1,500 立米が産出されております。その内訳は、用材とかパルプとして生産されております。

町内には製材業者が1軒あり、製材、乾燥まで行います。近隣市町村では、四万十市、四万十町で1戸当たり上限150万円の補助金を出して、産材利用の促進を図っております。

課題として以上考えられることは、1 つ、景気に左右される住宅建築で、どれだけの需要があるかということです。

2 番目として、品質や価格により、町外産材利用や町外に流れるものもあるのではないかとということ。

3 番目として、町産材の認定方法。どういうふうに、町産材として伐採されてから製材されるまで認定をしていくかということ。

それから4番目として、乾燥した木材の保管場所ですね。スムーズな建築となった場合には、そういう所も、ストックも必要かと思っております。

まあ、以上を踏まえまして、近隣市町村の利用状況や、林業関係者、森林組合と協議したり、財政状況を踏まえて調査、研究をしていったらと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今の回答でいくと、関係機関と協議しながら検討していくということでございますので、ぜひ検討していただいてですね。

先ほど言いましたように、黒潮町の産材は3,000立米ぐらいあるそうです。そのうちの、今言われた1,500ぐらいが、家とかそういう所に使われておるとことは分かっておりますが、ある大工さんによりますと、30坪の家で20立米の木材を利用するということに聞いております。先ほども言いましたように、それで家を建てますとですね、町内の電気工事屋さん、佐官さん、それからいろんな方たちの雇用が生まれてくるということで、ぜひこのことについては検討していただいたら。隣の町でできてますので、黒潮町でできんことはない、このように思っておりますし。

まあ確かに、材の質が悪いということも言われておるようですが、今はですね木材の価格が、ヒノキ、スギともものすごく安くてですね。せんだって、ちょっと製材をしゅう所に行って話を聞きよりましたら、60年ぐ

らいたったヒノキがですね、山から出したところで5,000円ぐらいだというように聞いておりました。これではですね、なかなか山の手入れはしませんし、当然、その品質も落ちてくると思います。もし、この事業が認められればですね、すっとはいきませんが、多少なりともまあ手入れしてみようかという人も出てきようかと思いますが、それの上ですね、大工さんを含んだ雇用の促進につながりますので、ぜひ隣の町ができることであればですね、黒潮町もしてほしいと思いますし。

また、四万十町では最高額150万ということでございますが、高知県には2つの事業があつてですね、県の分を含めると、最高230万ぐらいの補助になろうかと思いますが。県産の材を使うということで。その上でですね、今回、地震も言われてますので、まあ高台へ引っ越す場合というような条件からも、先ほど言われた以外にですね、多少なりとも加算すればですね、高台への引っ越しの分の、住宅を造る分の促進にもなろうかと思いますが、今後、先ほど先輩議員が言われておりました土地利用計画や都市計画も含めてですね、そういうところまで発展できる部分があるかと思いますが。それから、住宅団地の売れ残りもあると思いますが、そのところにプラスアルファするとか、いろんな方法も考えられると思いますので。ぜひ、そのことを踏まえてですね、検討していただいて、隣の町の方にもお伺いしてですね、いろんな問題点も十分調査をしていただいてやっていただきたいと思いますが。

町長、最後にこの付近は、検討をするという担当の課長は言いよりましたが、前向きな方向でやってみる考えはございませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

当然、ご指摘いただいた案件でございますので、検討課題に載せないということではございませんけれども、せんだって、宮地議員の方からも改修についての補助のときに、答弁もさせていただきました。全体事業の中の、総予算の枠の中で検討していく必要があると、そういったことでございます。

ご承知のとおり予算規模も膨れておりますし、また、喫緊の課題として防災対策をやっていかなければならないと、こちらの方の予算の肥大化も相当進んでくるということが予想されるわけでございますので、総予算の中での枠組みで検討していくと、そういったことになろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、大工さんが本当困って、遠い所は土佐市とか宿毛の付近まで行ったりしておるようですので、その付近の経緯も、ほんとに燃料費やそんなもん言いよったら、ほんと高いものになってきます。

町が発注する工事も大きな大手しか受けられませんので、大工さんたちはその近くで木造建築もやられておるのに、なかなかその中に入っていけないという現状もありますので。ぜひ、この付近も踏まえてですね、雇用対策も踏まえて、少ない予算ではあるかと思いますが、金額は四万十町は150万ということですけども、県の補助もありますので、そのわずかでもあつてもですね、町もその上にうたつて出していくということが、大工さんらにも励みになりますし。

それから、大工さんにとってみればですね、今、プレカット言うんですかね、いながらカットして建物建てるじゃなくて、墨付けとか、そういう技術が失われていくということを心配されておる大工さんもおられます。ぜひ、若い方たちにそういう。

前が開いてきますとですね、墨付けの技術とか、大工さん固有のこの技術も傳承されていくと思いますので、

ぜひそのことも踏まえてですね、予算の中で考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

時間は随分ありますが、これで質問を終わらせてもらいます。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

次の質問者、森治史君。

11 番（森 治史君）

今から、一般質問書に沿って質問させていただきます。

最初、お断りしていかなければいけないのは、通告書の方で、1 問目ですが、3 カ月以上継続というように書いておりましたけど、これ、私の方の職員さんからの説明の取り違えで、これは1 カ月でも見たら対象になるけど、まあ3 カ月まとめて計算するいうところ、私の取り違えで3 カ月以上継続というような書き方しておりますが、この分は削除をさせていただきます。

まず1 問目ですが、介護支援特別事業の支給についてお伺いを致します。

介護支援特別事業の支給については、要介護の認定が4、5の方を対象に、自宅で介護されているご家族に対して、介護用品、これは紙おむつとか尿取りパットとか、まあもろもろありますが。月額3,000 円以内で、お金じゃなくて現物での支給をされておるとお伺いしております。

その支給についてですが、まず1 月から3 月までの状態を、3 カ月間の在宅介護をされたかの確認を済ませてから、必要な介護用品をまとめて、町内全部のそういう方の分をいろんなものをまとめて業者に発注させ、各家庭に業者を通じて発送してもらっておるように説明を聞いております。このまとめることは、少しでも安く仕入れて、多くの方にそれが対応できるということで、予算の有効活用いう点ではすごく良いことだと私も思っております。ところが、その支給がまあ1 月から3 月の分をまとめてやるいうたら、6 月に初めて3 カ月分が届くということで。まあ、年度内にはすべて届きますけど、そのような、まあ1 月の分が6 月に現物が来る。そのような支給で3 カ月になります。まあ、これは介護をされている住民の方から、もう少し早い支給をできないかという希望の声があります。

いろいろと事務的手続き、それから調べないといけない、いろんなことがあろうと思います。そして、まとめての発注、その他いろいろの事務作業が多くなるということはあるかと思いますが、やはり介護をなされておるご家族のためにも、少しでも早めの支給に取り組む考えがあるかないかについて、まず1 回お伺い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

森議員の介護支援特別事業についての質問にお答え致します。

この介護用品の支給については、高齢者を介護している家族の身体的、経済的な負担軽減と要介護高齢者の在宅生活の維持、向上を図る目的で支給しております。介護用品の支給については、以前は6 カ月ごとということできておりましたが、平成21 年度から年4 回、3 カ月ごとの見直しということで現在は支給しております。

早く支給できないかというご質問でございますが、対象者の把握のために確認期間が必要でありまして、確認事務で介護施設への入所、また病院への入院とかいうのがありまして、施設入所が2 カ月後、入院の確認が3 カ月後ということになりますので、支給月をこれ以上早めることはできません。ただ、その3 カ月以内で、なるべく早い取り組みはしていきたいと、そのように考えております。

また、それぞれの対象者の希望する用品の希望取りまとめいうのを業者の方にお願ひして行っておりますので、現在のように3 カ月後に支給となっております。また、この事業、介護保険制度の補助事業で行っており

まして、一定ご理解をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、課長が今、説明されたように一定限分からんことはないがですけど、やはり、これ現物が来るということもあります。いうことで、これはもう絶対現金での支給じゃないということなので、現物支給ということになりますと、あつてはまあいけないことではと思うけど、まあ途中で査定されて受け取るまでの間によね、まあ仮に亡くなった所へよね、ぼんとね、もう要らなくなった所へ3カ月分がまとめて来られてもよね、これもまたおかしな話ではなかろうかと思うんです。そういうことがないとは言えない。この今のこの状態でいくと、ないとは言えないと思うんですよね、その支給の仕方が。で、実際に使用される、介護される方がお亡くなりになったという所へ、こんなものようけもろうたかて、段ボールの箱でいっぱいばあ来るらしいです。

人の話によりますと、段ボールの箱で3カ月分のおしめでしたら結構なるみたいです。まあ、量販店なんかでも大人用のおむつっていうのは、意外と高いようです。だから役場がやっている取りまとめとして、ちょっとでも単価下げて直、送るいうことで、いうたら予算の中を有効活用しよういうことは、ものすごい素晴らしいことであつて努力されていることは私も認めておりますが、ちょっとまあ前みたいに6カ月後だったらまだひどい状態だったと思います。その直前に亡いなつたら、言われんですけど、6カ月分もろうても自分が当てるわけにはいきませんので、そういうものが来ても困るということも起ころうかと思ひます。

まあ、そういうことも含めて、まあ実際に介護なされた人の声として、もうちょっと支給が早くできないかという希望があつたもので、私はその代弁として、今回、質問させてもらつております。答弁では、6カ月に年2回の支給を、年4回にされたということで、まあ努力なさっていることは分かりますけど。まあ今からやっていく中で、やはりちょっとでも早い、スムーズな支給がされてあげる方が、介護されている家庭にもご負担が少ないと思ひます。来るまでは、やはり自腹で買わなくてははいけないので。やはり、そういうことを考えた場合に、まあこれからの検討課題となろうかと思ひますが。

今の答弁で、まあ業者が希望のものの取りまとめをするというような話で、ちょっとお伺い致しましたが。その辺がね、行政がもうそういうところまでを委託業者の方に、納品業者と言うんですか、の方にすべてまとめらしておるんでしょうか。そのへんを再度と。

それから、まあできるだけ年6回でもよろしいですけど、まあちょっとでもスムーズに介護されているご家庭に支援が行き届くようにできるか。もしくはその単価でも構いませんけど、現金になりましたら、まあ補助金の関係があると思ひます、その現物支給せないかんいうとこなんかも。できればその安い単価で売ったものでも、その今、買っているものの補助という形がずれて、3カ月になろうが6カ月になろうが現金が来る分でしたら、また違うものがあるかと思ひますが。

そのように、現物支給から現金支給への切り替えはできないものかという点と、業者の取りまとめに、今、ちょっと任しているというように聞こえたんですが、希望の商品を。

そのへん、再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

現在はですね、年4回ということで3カ月ごとにやつてまして、今、言うたように確認の作業が3カ月後になりますので、これ以上早めることはできません。

業者の方はですね、業者の選定するに見積もりを取って、1年間の業者選定をしております。品物によってですね、それぞれ希望する方のサイズとか、用品がそれぞれ違いますので、業者に回ってもらってですね、こういうもので月額3,000円以内で、こういうものは求めるかというものは、利用者の希望を取って、注文を受けてから配送という形を取ってますので、言われるようにまとめて年間100万近い購入をしていますので、品物は多く供給できるという形になるかと思えます。

今後、なるべくその3カ月後の早い時期に供給できるようにですね、対応していきたいと、そのように思っています。

議長（山本久夫君）

課長、現金かいうやつ。

健康福祉課長（矢野健康君）

これはですね、介護の4、5の方で在宅介護手当も支給されている方と重複します。で、この場合はですね、町の考えとしては現物給付の方がいいと思っていまして、現金の方は今のところ考えておりません。

すいません。在宅介護手当と1万円の給付を受ける者と、この現物給付の方が重複、多くの方が重複されておりますので、支給としては現物給付で行いたいと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の答弁ですが、結局、1万円の方と重複するから現金は避けてるというように受け取れましたんですが。同じ補助ですので、それはどうしても駄目なものか、現金支給が。なぜいうときに、やはり実際に現金もらったんでは、正直言いまして単価の高いものですので、思うたほど入手できないと思います。大体、物にもLとかMとか、それからいろんな形によってサイズもあつたりしますので、値段もばらばらだと思えますけど、まあ大体、大人用のおむつが12、3枚入っちゃうんでしょうかね。あの量販店なんかで売ってる分でも2千円ぐらいの前後の値段がついて売っておりますので、なかなか高価なものだとは思っております。

けど、まあ一番の問題は、必要ないなってからそれが来られても困るという部分もあろうと思えます。まあ、今後の検討課題として、その現物支給を現金支給には一切変える意思がないかどうかについて、再度お問い合わせします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

今後の課題としては検討さしてもらいますけど、現在、介護保険の事業計画を立てておきまして、その中でもこの在宅の生活者への支援ということも考えておりますので、その中でも検討させてもらいたいと思えます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

そしたら、この同じ介護の用品のところで、2問目の方の質問に入らさせていただきます。

現在、介護用品は今の答弁と一緒に、在宅で要介護の認定が4、5の方に対してのご支援ということで、家族にご支援されておりますが、ここが1つ問題と思うのは、月のうちに入院または介護保険施設等に1日でも入院、入所された場合には、その月の支給はしないというような説明で介護支援特別事業実施要項にあるということでもあります。

在宅介護手当の支給のように、せめて月のうち5割を在宅で介護すれば支給をすべきというように考えておりますが、そのような取り組みには、考えがあるかないか。

執行部の考えをお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

この制度の支給要件としましては、介護認定において介護度の重度の方の、また町民税、非課税世帯に対して支給しております。で、在宅での生活を支援するという形になっておりまして、施設入所、また入院の利用者には、それぞれのその保険制度を利用しているという観点から、この期間は除くことになっております。

で、これもですね、今、言われたように今後の検討課題として、介護保険の事業計画の中でですね検討させていただきますと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今の答弁のように、確かに入院、その他施設へ入りますと、それはそこでまた介護保険の方からもろもろのものが出るかもしれませんが、1日でも入院したというのはものすごい厳しいと思うんです。で、今からそういう介護にかんする所でしっかりと話し合いをして、やはり、もともと黒潮町の場合と佐賀の場合で、家庭で見ている方への支援の方法のあれが違って、以前は、旧大方町では1日でも入院した場合には、1万円の支給はしませんよということだったものを、佐賀の方はもっと、あれでも1日かしらん家で、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、自宅で2、3日見た人にも支給されよったというようなずれがあったものを調整するときに、せめて、まあ佐賀よりも金額は1万円の低い方になったと思います。そして、せめて月のうち50パーセント、半分、15日見た家庭には、支給すべきではないかということで、そこで落ち着きました。

そういうことで、やはりこの介護用品の支給についても、要綱とか条項とかいろいろなもの変えていかないかんなくなってくると思いますけど、やはり次回の検討課題として、町民税、非課税とか言われますけど、非課税のどこほど、やはり家庭的には楽ではないから非課税になっておると思います。そういう所に現物支給がええか、現金がええか、それはいろいろもの見方、考え方があろうかと思えます。で、せめて、月のうち15日入院をしちよれば、それは調べる範囲がまた違うてくるかもしれません。手間が掛かるが一緒かもしれませんけど、やはり、そのような対応をなされるのが、実際に厳しい状態で家で見える方が、見てくれている、介護されている方はかなりの部分、町の要る費用の部分とかをカバーしてくれると思います。

施設入所すれば、1人が入院したら年間100万単位の金を準備せざったら施設に入れんところを、ご家庭の方が頑張って、踏ん張ってやってくれています。そのためには、下手すればパートで行っている仕事を自ら辞めて、ひよっとしたら自分の親でない義理の親を見るとか、自分の親とか見るがですけど、そういう形で皆さんが努力しております。

そういうことを考えた場合に、やはりたった1日でも入院とかやったら向こうで入院した日数だけ出ていくんだからだめよというがじゃなくて、もうちょっと家で苦勞して介護なさってる方の気持ちを酌み取って、せめて次回考えるならば、介護の1万円の支給と同じように、月の半分、ご自宅で介護なされた場合には、やはりこれも酌み入れていただけるようにしていただきたい。また、そうでなくて、すべきではないかというように私は考えております。

まあ、これで課長に次回の方でもう一遍問われましても、検討していきますということですから、これをも

うちよっとしたら前向きに、本当に実施に向けて、執行部としてやっていくかいかないか。

再度、答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

この在宅介護手当と同じように月の半数に満たない場合に支給ということもですね、ちょっと調査しました。7月から9月にかけてのですね、対象者がどのくらいいるかということで調査しましたが。新たには4人程度であります。年間にすれば40カ月から50カ月ぐらい増えるというぐらいな予想ですので、金額的にはそう多くはありません。ただ、この財源がですね国、県の補助金、また町の費用、また介護保険の保険料も入っていますので、そのへんも含めてですね今後の、月分3,000円という少額ではありますが、助成については今後支援できるかどうか、検討してもらいたいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

はい。分かりました。これ以上のことを問うても出てくる答えは一緒やし、また堂々めぐりになりますので。ぜひ、できるようにご検討のほど。

それにつきまして、2問目に入らせていただきます。町道について質問させていただきます。

皆さんのお手元に、あんまりきれいじゃないです。また、資料として配らしてもらっております縦位置、横位置があって見づらいいと思いますけど、どうしても撮る場所で縦位置に撮らないかんとか、横位置で撮らないかん部分がありましたんで、プリントの方が縦位置あり、横位置ありで見づらいいかと思いますが、ひとつご勘弁のほどをお願い致します。

これ、土佐くろしお鉄道の西大方の駅から少し行た所に、左に入る道があります。そこから入った所のことですが。まあ、踏切を渡って、昔のミロク製作所の方精工さんでしたかな、いう工場がありました、下請けの。そのところから田野浦に向けての話になりますが、もともと上田の口の137番地、国道から137番地の所までは舗装がなされております。

これについては、舗装の一部については、どうも個人で業者が整備をされたようにお伺いしています。それは、ちょっともめた部分があるみたいですので、話の中に入れさせていただきます。傷めたからお前が直せみたいな形で直したときに、ついでにちょっと広げたような話をされたように思いますので。

まあ、ここから田野浦の方に回りましたら、観音さんの下となる国営農地の畑の中に抜けていっております。私、この向こうが国営農地の中にある関係で、農地の農道と勘違いしていました。幅広いええ農道がついちよると思ひまして、峠までが町道やというように認識で、まちづくり課の方と話を、で、詳しいこと聞きますと、現在の田野浦の農協の前の県道に生華園の前を通過して出てくるまでの間が、町道10183 田の口田野浦線というように記載があるようでございます。

で、その問題は、上田の口の側から入って、その舗装がなくなってから峠までの間のことでございますが、まあ未装の、舗装がされてない未装の、舗装がされてない上に管理が十分に行き届いておりません。まあ行政からすれば地元がやってもらったらい、いや、補助金出してもやってくれと言われても、なかなかそこまで手が回るような状態じゃあないと思います。大体1キロ800ぐらいあったがやろ、峠までの未舗装の所が。

で、一部、多少はええ所は、最近まで家が焼けた方が、そこが自分の所有地やったということで、そこを造成してそこに家を建てた方があって、そこまではまあまあ、ええと言いませんがけどまあまあバラス敷いたり、

何だりしてまあまあ管理されておりましたけど、その方も長期療養かなんかで入院なさっております。で、管理がだんだん悪くなってきております。

それから、どういうがやろうかね、崖が崩れてもまあ耕作地も少ない、人の出入りも少ないということで、完全に放置されております。

まあ希望としては、バイクとか自転車などで自由に往来ができるような、可能な道の管理がほしいというような声が住民の方々、まあ、区長はついていませんけど、そういう声があります。

で、この管理についてですが、今後、もう少し管理ができるように管理をされて、何かの折にはスムーズに出口の方、田野浦の方へ、国道通らずに行けるように管理をされる意思があるかないかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、森議員の2番目、町道についてのご質問にお答えします。

ご質問の町道田の口田野浦線というのは、私が役場に入った30数年前、黒行線という名前で、この道は黒行線という名前と、つい最近まで思っていた道路でございます。道路台帳からしますと、全延長が3,725.8メートル、平均幅員が2.5メートルということになっております。そして、集落間を結ぶということで、町道では1級ということの位置付けもされておる町道でございます。

峠から田野浦方面へは、ただ今、森議員もおっしゃられたように国営農地開発事業で土地基盤整備事業をやらせておりました、道路幅員も3メートルから4メートルに至る、大変スムーズに通行のできる町道となっております。加えて、生華園近くには、田の口出口線という町道も新たに改良されまして、向こう側の通行は比較的スムーズに運べる状況になっております。

ご質問の峠から上田の口方面ですけれども、延長約1.8キロメートル、道路幅員も2メートル程度で、峠から田野浦方面と比べると極端に狭く感じて、アスファルト舗装もされておりません。議員のご指摘にまったく管理がされていないようなこともご指摘されましたけれども、まちづくり課では、月に2回ほどのペースで町道のパトロールを実施しております、現状も私は認識しております。ただ、まあ現場管理となりますと、ここ2年、何も手付かずの状態でおりました。

そして、今年度の早い時期に不陸整正をして通行できるようにしようと思っていたところ、今年は春から大雨による災害が多々出まして、台風時期までに入れるとまた流されてしまうがじゃないかというふうなこともございまして、そういったことで延期をしておりましたが、雨の時期も過ぎましたので、一定凹凸を不陸整正して、通行に支障を来さない程度に補修したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今、補修の意思はあるということでしたけど、まあ、本当言えばあれが砂利じゃなくって、砂利の場合は500Cのバイクっていうのは意外と取られて危ないんで、まあ溝もないしとかいろんな、地区の方言うんですよ。もうちょっとこう溝があったらええとか。私もそこまではよう言いませんけど、まあどう見ても人が通る道ではない、車で通る道ではないというような感じで、まあやっぱり危険に思うから、利用もされてない部分もあ

ろうと思ひ、また整備されたから、ほいたらどんだけの交通量があるかと言われたときに、私もその交通量についてうんぬんとはよう言いません。

特に、昔は土地の人は黒行、黒行言います。町道黒行じゃあと切り切りますので、私も分かりません。黒行、黒行言います。それは間違いございません。地元ではそうなっております。

やはり昔なら、かなり尾根の下まで耕作されていた田んぼとか何とかが、すべて放置された状態になっております。また、この道をやったから放棄した耕作地が耕かされるかいうたときに、私もその辺はもう、どこの部落も一緒に高齢者ばかりの状態ですので、そこはよう言いませんけれど、やはり何かの折にこう山越しで行く。で、結局道はきれいですけど、距離にしたら同じ場所からこうくると、今の農道は切れて広域農道ができた部分。まあ、いや、今、町道ですけど。あこからこう引き返して、大体元の位置へもってくるがというたらやっぱり1キロ程度近いがじゃないのかなと、あれ越した方が。というように自分が思いましたもんで、今回やらしてもろておりますが。

とにかく、やっぱり茂みがあってというようなことで、やはり道が補修してくれるということですので、絶えず補修されて、バイクで往来ができるとか、軽四でこうスムーズにできたら、やはり出口の方の病院関係、まあ薬もらうとかいうたときには、簡単にこうスムーズに行けるような道にしてあげた方が、いわゆる近道でありますし、そういう面があると思います。

これ、たてりが違う言われたらそれまでなのですが、この日に写真は撮ってきませんでしたけど、橘川から馬荷へ越える道があるということは聞いておりました。私、64歳になりまして初めて入ってみました。聞いてはありましたけど、橘川から馬荷に越すということがなかったもので。初めて思い切って行きましたら、途中で工事やってまして、途中から引返して戻らないからったというアクシデントがありましたけど、少なくとも、距離はもっと短いかなと思います。1キロ800ぐらいある中の、測ってないので分かりませんが。あこの道も町道にしたら、めっそ気持ちのええような幅じゃあないでしたけど。一応、すべて峠から向こうまで。

土地の人に聞くと、私、上に、馬荷に上げる貯水タンクのある所のちょっと下で工事しよって、そこまでは自分の車で行って、方向転換して帰ってきましたんですが、少なくとも、あの道は舗装されております。

で、これには、ひとつ要件があると思います。橘川の人が小学校へ通う関係で通学路という名目があったので、恐らく通行量の割には早めから舗装されていたのではなかろうかというように考えますが。

一気ににはできないと思いますが、この黒行線と言いましょうか10183の町道も、ゆくゆくそのような整備計画が持たれているかないか。また、持っていくつもりがあるかないか。

それとも、舗装はしないよと。けど、日々できるだけ人が往来できる、車とか自転車、その他が往来できるように町道の維持管理をなさっていく考えがあるか。

再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

森議員の再質問にお答えします。

舗装での町道の管理ということでございますけれども。地域要望が部落の各地区から挙がってきて、舗装のニーズというのも大変ありまして、生活に密着する道路が、いまだまだ舗装の補修とかが手付かずのままで放置されている所もたくさんございまして、そういった順番待ちといいますか、やられてない所がたくさんございます。確かに、この1級町道黒行線は未舗装でございますけれども、ただまあ道路が、車がすごく通って傷む場合と、通らなくて傷む場合、二通りあるかと思ひます。黒行線の場合は後者の方じゃないかというふう

なこともございまして、当面はまあ砂利舗装のままでおきたいというふうを考えております。

そして、アスファルト舗装かコンクリート舗装かというふうなこともございますが、途中、水がどうしてもえらい所がございまして、素掘りをして水の処理をしている所がありました。そうしますと、路面の排水対策はできますけれども、道路幅員が狭まってしまうということで、また通行車にもご不便を掛けるということにもなってしまいます。途中までは、もちろんその道路側溝すらない状態で、まあ一度通られたらお分かりいただけますけど、ここどうやって通ろうかというて迷う所も確かでございます。そういった所を早急に補修して、当面砂利舗装で管理していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

ぜひ、手入れをしていただきたい。できれば、くわで。なせ、ここはくわを持ってきて、草を一部起こしちようろうと思うたら、何のことはない。シシの食事の後やったということで。まあ、そういうことが起こらんように、砂利を敷いて管理ということですので。まあ、何か問われたらそういう考え方があるというようにお伝えしておきます。

これ以上、質問も私もようしませんので。

そしたら、3 番目の 1 の方に入らしていただきます。

これは、国道 56 号バイパスについて問うということでございます。

これは高知新聞の大方バイパスが 11 月 28 日着工との記事を読まれた住民、これは入野地区の方ではございません。から、3 月 11 日の東日本大震災の大津波による海岸の国道が大きな被害に遭っているのに、なぜ津波に襲われる海岸線に新しい国道を造るのか。これは税金の無駄遣いではないかとの声がありました。

無駄か、無駄やないですけど、要は、住民の方にしてみたらせっかく新しい道路を造ると言いながら、まあどうしてそこに造るのかと。これは税金の無駄遣いでないのかという素朴な疑問です。で、過去のことは一切聞く必要ないと思います、この問題についてね。

ただ、私がお尋ねしたいのは、執行部がそのような住民の声があるけど、このことについてどのような考えを持たれておるかを聞くがであって、住民の素朴な声です。これは、実際。で、ここの人が言ったがじゃなくて、地区外の人が言った。入野地区外の方が素朴に質問されたことですので。そのへんはまた、入野地区の人の考え方とはご多聞違うと。部分があろうかと思いますが。

そのへんについて、どのようにお考えかをお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

森議員の国道 56 号バイパスについてのご質問にお答え致します。

新設国道の法線が適当であるかというご指示であると思っております。2 つの観点から答弁させていただきます。

1 点目は事業の目的でございます。この一般国道 56 号大方改良事業は、幹線道路である国道 56 号の走行安全性と、それから、黒潮町内の生活安全性の確保を目的とした道路整備事業で、現在計画されている法線でその目的は果たせるものと認識をしております。併せて、この法線決定による経過でございますけれども、平成 12 年 3 月に当時の大方町議会で決議いただいたように、完成後の経済波及効果も期待できると、そのように認

識しているところでございます。

それから2点目は、将来の黒潮町の、今回のご質問ではもう大方町地域ということになるかと思えますけれども、その地域の道路がどうあるべきかということでございます。道路にはご承知のとおりさまざまな機能、整備目的があるわけでございますが、現在進めていただいております大方改良事業で、まあすべて課題解消ができるわけではございません。先ほど申し上げた走行安全性や生活安全性の確保以外にも、都市間の速達性や連携、また東日本大震災以後、特に重要視され始めました命の道としての機能等、さまざまな観点があるわけで、それらを総合的に勘案すると、市街地の安全性や生活環境ならびに利便性の向上は、通称大方バイパスによって確保され、併せて中核都市間の旅行時間の短縮、それに伴う交流人口の拡大、あるいは大規模災害時の支援ルートとして、規格と信頼性の高い道路が別法線で設置される。つまり、改良された一般国道と高規格幹線道路の整備。これが将来の黒潮町の道路のあるべき姿だと思っております。

よって、執行部と致しましては、税金の無駄遣いという認識は持っておりません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

税金の無駄遣いということの質問でしたので、まあそれに対しては、今、町長が答弁したようなことが前へ付くでしょう。そうせんと、ただ、無駄遣いじゃあないって言うだけでは答弁にならないので、いろいろこうありましたけど。

やっぱり、住民の方が思うちょうことの1つに、津波の来る場所に新しい幅広で造ったとしても、それが災害時に本当に機能するかどうかという疑問点があるから、こういうような素朴な疑問を投げ掛けてきたと思います。で、執行部の思われているような理論は理論でよろしいでしょうけど、実際に一般の住民の方にとって、ほんとに地震が来て、実際に津波が来たときに、果たしてそれが住民が逃げる安全な道になるかいうこと不安ですよね。皆さん、大概の方がテレビで嫌というほど見た、あの津波の来るあれを見てますので、そういうことからすると、やはりそのへんが引っ掛かっておると思います、脳裏の中に。

また、今月の11月30日にありました矢守克也さんという京大の教授の話の中でも言われておりましたけど、この方がものすごくかかわっております、岩手県の野田村という人口4,000人のところ。ここでは、まあ防災がうまいことって、死亡した方がわずか28人。わずかとは言われません。これは、実際は亡くなった方がおいでますけど、37名。約1パーセント程度の方が犠牲になっております。で、その方が申されるに、その中でも9名は村民でなかったと。で、この方々が何でなったかということは、海岸線の近くを走ってる国道を分らずに走行していて犠牲になられているという。そういう問題点があるということですよ。

で、その教授によれば、東南海が30年以内に起こる確率は、一度に起こる確率は60パーセントの想定であると。で、起これば、特に入野地区、黒潮町でも入野地区とか四万十町の興津地区では、発生後15分に12メートル、予測です。これはあくまで想定ですけど。私は、12メートルの津波が来ると想定をすべきであるというような講演だったというように思っております。

とにかく、揺れが収まれば5分以内に高台に避難すべきと。そういう点では、町長の言うように広い道があったら高台に逃げる安全なルートになるという考え方だと思います。けど、果たしてこれがそういう揺れに耐えられる道路になるか、ならんか。そこのへんの不安もあろうかと思うし、住民にしてみればね。

ほいたら、執行部で見たら、いや、当然大丈夫ですよ。そういうようなものは造りませんよ。国が造る道ですから絶対大丈夫ですよというようなことだと思っております。やっぱり、住民にしてみたらそういうような不安を

抱えておる面もあります。で、これが税金の無駄遣いと言うた町民の方を悪く言われたいのは、その人なりに直感的に思うたことで、自分が感じたことを私にぶっつけてきたので、私もそれは無駄遣いとも何とも言ってません、その方には。けど、そういう面考えたときに、素朴なことでも、やはりその海岸線に国道が新しくつくということに対して住民の方々が不安を感じているということ。そのへんについて、やはり無駄ではなからうかなという疑問を持たれたと思います。

町長として、その海岸線に造るということは、今度、その海岸線の中でどうやって住民の、まあ以前から私がこれAルートに対してかなり頑強な、バイパスに対して反対してしまして、10数年前、10年ぐらい前になりますかね、出て間なしのときに、金子町長の時代でしたけど、そのときにやっぱり質問したのですが。ここへ津波が来て大丈夫かって。こんなとこへ道を造っていいんですかと言うたときの答弁の中で、今覚えている範囲でしたら、胸を張ってそのときの課長の答弁が、津波が来たときにこの道にみんなが通って逃げれるし、また避難場所になると言っていました。その当時は、8メートルの想定でした。津波の最大が。これはもう既にこれが絶対来るじゃなくて、12メートルを考えなさいよということだと思っんです。

それから入野地区というのは、両側から入ってくるから4メートルで来ても、真ん中で当たったら8メートルになる。6メートルの津波が来たら12メートルになりますよと、入野地区は。一時的に水の来る高さだと思います。ずうっとその12メートルになるがじゃないけど、確か、そのような講演も聞いた記憶がありますので。だから8メートル同士が来たら、約16メートルの水位になりますよと。これがずうっと続くとは思っておりません。その状態で果たしてそれが機能できるかどうか。という部分が、問題があると思います。

で、やはり海岸線に造ることがいかに、その住民にとって本当に大丈夫かなという気持ちがあります。

それについて、町長の考え方を再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問の主旨が若干正確に把握できていないかも分かりませんが。

先ほどと重複致しますけれども、この国道56号バイパスができますと、この入野の町周辺、いわゆる市街地と呼べる所であろうかと思っておりますけれども。そこに別法線で1線設置されるということでございます。この入野地域の全体的な、総合的な避難誘導路としての機能は間違いなく向上するはずでございます。そういったことを考えますと、必要な道路である。また、この法線が適当であるという認識でございます。

それから、もう1つは完全な通過交通。いわゆる町民外の方で黒潮町に用事があって来ている方ではない方、先ほど村民外と言うことでございましたけれども。そういった方には、先ほど答弁させていただきましたように、別法線で設置された高規格道路を通過していただくと、そういったことになるのかなと思っております。

よって、この海岸線に設置するという事は、基本的には津波対策、あるいは防災機能の向上に資すると、まあそのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これ以上質問させていただいても、根本的なものの考え方の位置が違いますので、これ、1問目はここで終了させていただきます。

2問目に入ります。

これも同じバイパス関連ですけど、これは税の無駄遣いとか何とかいうもんじゃ、これ、町長に言わしたら、

またかなという質問になろうかと思えます。けど、これは大事なことです、何遍でも私は、これについては質問させていただきます。

高知新聞の大方バイパス 11 月に着工の記事を読まれた多くの住民の方たちは、国道 56 号バイパス用地の地権者すべてが、話がついているので早期に完成すると思われていることと思われま。これは、実際にこの入野地区でない方と話したときに、まだ全部済んでないですよというような話をしたときに、よう、済んでなしにこんななったがかよ、出たがかよ、という話がありました。それで、用地の地権者の中には、この計画ルートに当初から疑問を持たれて、賛同されてない方もおいでます。そのような中での一部工事が始まるについての新聞報道で、これからは国、役場などの職員の方々は、まだ賛同していない反対地権者宅を職務ということで、今以上に訪問の動きが強められていくと考えられます。

執行部からすれば、当然なことだということになろうかと思えますが、その行動は反対される地権者の方々にとっては重大な人権侵害と、本人の持っている権利への侵害が起こる懸念があると思われま。また、そのようなことは絶対に起こらないようにしなければならぬと思えます。賛成であれ、反対であれ、同じ町民であります。

私はそのように絶対に起こすべきではないし、起こってもらったら困ることだと思っておりますが、執行部の方の考えをお尋ね、これはあくまでも私がそのように言ってますので、それに対して、起こすべきでないか。恐らく起こすべきであるとは言わないと思えますけど。

まあ、町の考えをお伺い致します。

どなたでも結構ですよ、答弁は。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

このご質問につきましては、たびたびご質問いただいているところでございます。

よって、答弁も同様でございますけれども、地権者の皆さまの人権に慎重に配慮をしながら、なおかつ、事業にご理解がいただけるよう努力してまいるというところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

以前と全然違ってきております、状況が。で、喫茶店なんかでおると、やはり話しよう内容が、結局いつまでも反対するいうか、最初からこの法線に対して反対している方に対しては、なかなかきつい立場になるという。で、今日なんかも、愛媛と比べて高知県がなぜ道がよならんがぞと。これは反対するもんがおるけんよと。ほんじゃけん、なかなか進まんがじゃというような会話です。

そうなった場合に、やはり反対する人には反対するだけの理由があつて、反対なさっております。その方々が追い詰められていくという、周りからどンドンどンドン追い詰められていくという、そういう状況になることに対して、私は懸念をしております。これは、行政側とは全く関係ない所で起こってくると思えます。

一番怖いのが村八分的存在ですよ。わずかの人間が反対しているということに対して、村八分という言葉は、今、使ったらいかん言われたらおおごとになりますけど、現実に残っておりますので。これは、ちょっと事情は違いますが、東北の方で 20 年ぐらい前に農地改善の所で、もう一遍やった農地改善をさらにするいうたときに、頑強に反対した農家の方 2 軒あつて、そのうち 1 軒の人が最後まで反対したらしいです。その方の書いている本の中に出てきたのは、そういうようになった場合に、結局、村八分にされたとは言いませんと。村七

分でしたと。で、今まで一緒に入ってグループでやっていた頼母子講もいったん解散して、その人は入れずにまた再築するとかいう形でやってきた。そういうことが起こる可能性が高くなってくると、私はそのように懸念しております。目に見えないんですよ、そういうのは。そういうことが起こったら困るよっていうことを言っています。

確かに、権利を主張したときにはいろんな問題が出てくるかもしれませんが、この方々が十数年間、やはりこの問題については当初から反対して、いまだに考え方が変わらないということは、それ相応の考え方を持たれて、信念を持たれてやっております。けど、周りからそういうように持ってこられると、やはり精神的ダメージはものすごく大きいものがあります。これはなかなか目に見えるものじゃないです。石を投げるわけでもないし、物を投げるわけでもないの。そういうことが起こる可能性が出てくるという。あっちでもこっちでも、工事じゃ何じゃいうて測量しよう。けんど、やはりあこがおるばっかりに工事が前に進まんと。

まあ、これは言われませんが、どんどん土地の単価は下がりよう。早いとこ決めたい人もおいでますでしょう。単価が下らんまでに。そういう方々も含めた場合の関係で、人間関係がぎくしゃくしてくるという。これは反対しようもんが悪いわけでもないですよ。賛成しよう人が悪いわけでもないですよ。そういうような形の状況になっておりますので、ここでほんとに行政として守ってあげてほしいんですよ。これは、1人まあこんなあれはないとは思いますが、やはりそのように目に見えない圧力というものが、今からどんどんあろうと思います。

今日なんか、喫茶店で言いようが聞きよったら、下手したら、反対しようもんは悪人、罪悪人な感じにも取れますよ。そういうような会話がなってきたら、だんだん心配になるんですよ。追い込まれていくということが。そういうことを、やはり行政である以上、やはり賛成地権者、前の地権者にもその賛同する地権者にもよね、そのようなことが起こらないような配慮がなければ。

それと、やはりもう訪問してほしくない方もおいでます。そこにやはり、手を変え品を変え、言葉は悪いですけど、もうあれこれで行く。そういう行為そのものが、その方々にとっては人権の侵害になっていると思うんですが。

そのへん含めて、やはりまあ賛成地権者の方、また賛同なさる方にそのようにならないように周知していかれる考えがあるかないかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

行政の関係してない所で起こるすべての事象にですね、対応していくというのはなかなか厳しいものであるのかなと、そんなに考えております。間違いなく、反対者の方が悪者であると、そういったことは、行政の組織からは一切出ないはずでございます。そこにつきましては自信を持っております。

そして、なおかつ先ほども申し上げましたが、地権者の皆さまの人権に慎重に配慮させていただきながら、事業のご理解を求めていくといった基本姿勢には変わりはありませんけれども、なお、今回ご指摘いただいたことにつきまして、参考にさせていただいて、なお十分な人権の配慮をしていきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今朝の同僚議員の発言の中にも、いわゆる権利を主張する以上、福祉の寄与という部分があるという、権利

を主張するとね。それは、今朝がたの同僚議員の質問の中にも出てきましたけど。これがある本によりますと、これに盾を振るのは公共事業だけというような言葉が出ております。ほかの所でこの福祉に寄与するべきということで盾を振った、なたを振るということは、今までの判例とか何とかを見ていくと、公共事業のときに多くそれが使用されているということを言われております。

そのようなことで、やはり公共は公共ですけど、公共事業やからそりゃ当たり前のことなんですけど、なんぼ権利を主張しても、公共には寄与せないかないというような言葉が法律用語の中にはあると思います。けど、それは事業推進のために使われる言葉だというように評価しておる方もおります。すべてとは言いませんよ。そういう方もおいでますということで。

私が一番懸念するのは、町長が言う努力、そりゃあ職員も職務で訪問するんだから何も間違っていないという。言えば間違っていないです。ここが矛盾なんですよね。来られる側にとってみれば、もう勘弁してくださいよというところまできてますよね、訪問を。そういうように思われます。で、再度お伺いしてもよね、私は町長に、今、職員にはそのような悪者に思うにはいてないというように言われました。これは、私は一言も言っていないし、その会話を取れば、住民同士の会話を取れば、反対しよう者は悪人のような流れになってくる可能性があるという意味で私は言わしてもらったつもりですが。私の言葉足らずで、言葉はいっぱい話すけど言葉足らずで、うまいこと伝わらなかったみたいなんです。私は決して役場の職員さん、それから国家公務員の国交省の職員の方々が、そのようなことを言っているという意味では一切言ったつもりはございません。ただ、住民間の感情の流れで、そのような傾向に流れが起こる可能性があるということをおっしゃったつもりですけど、私の質問の仕方が悪かって、ちょっと流れが違ったようなあれになりましたけど、私、決して役場の職員さんが反対地権者を悪者に言ってるということは一度も聞いたこともないし、まだ耳にもしたことありませんので、そのようなことはないと思っております。

一番懸念されるのは、事業が始まってなかなか前へ進まん、進ちょくが進まないときに、結局、反対しよう方々に対するものすごい圧力的な目に見えない圧力、これは行政のことやから知りませんと言われればそれまでですけど、この事業を推進しているのは執行部、町長が責任者である以上、やはりその配慮はすべきではないかと思っております。これ、13年もつれちょうということはよねえ、まあ、喜んで、ありがとうございましたという投書の言葉もあります。その陰には、もう半分あきらめて、そういうことを言わない方も、反対のことは言わない方もおいでると思っております。けど、こうなれば民意に沿うたということで、ものすごい力になると思うんですよね、推進側の方が。

で、今、本当言うて、いまだに反対しよう方々については、ほんま少数派になると思っております。その方々の人権がいかにか守っていくか、それもひとつの課題だと思います、行政の。これはひとつ間違えればものすごい大きな問題になりますので、私は言っています。だからって、賛成しよう方に対して、私はそれほどのどうのこうの言うつもりもないですけども。

ここまで、このように新聞報道その他が動きだしたら、町長、全く違うんですよ、今までとは。今まで報道されてない部分のときの反対運動しよう人らに対する風当たりというのは、その当面分かっている地権者の間の中での話なんです。こういうメディアで報道が流れたことは、これに関連した、知った人なんかの話の中でまた広がってくるから、全く違う状況ということだけは分かっていたきたい。今までの私の言いよった人権侵害に対する質問の内容と、今回はあくまでも私はこういうメディアで放送されたことによって、全然違ったものになっていることを考えて町長に質問しております。そのへんを今までどおりだと思われたら大きな違いが出てくると思いますよ。周りの皆さんが、もうつくもんだと想定しちょうところに、よ、まだつかんのかよ。それには誰らが、なかなか判を押さんけんつかんいうたときに、結局は名前を伏せちょうようでも全部漏れて

きますよ。誰があれしようにくらは、すぐに。

そういうところの目に見えない圧力というもんに対して、やはり私が言うのは、その賛成した人なんかに対して、やはりそういう目にならないように行政が、まあ指導とは言いませんけど、そのような配慮を賛成地権者にも求めて、入れていただけるかなってことをお伺いしているんです。うんぬん言うんじゃないんです。そうせんと、ほんとに孤立させられたままになります。

最終的に町長が、どうしても行かなあいかんけん言うて行ったときに、どういうことが起こるかも分かりませんしよね、やはり、そのへんは精神的に追い込まれない状態のことを望むことであって。

再度、町長にお話ししますけど、私はずうっと今からもやっていくと思います。この人権問題については、いろんな問題を聞くたびにやっていくと思います。けど、今までとは違うということ。私は腹くくってますので。今までの質問とは違って、このように事業が推進する中で、いまだに判を押さないということになったときの、周囲からのどのような目線で見られるか、そういうことが問題だと言ってるんです。

それこそ、村七分。冠婚葬祭は言うて。冠はあれやけど、お祝い事は言うてこんろうけど、葬式ばあは、近所やけん言うてくるような形になってくる可能性もあるがですよ。そういうことにならないように、そりゃ確かに、行政の手は離れます。そんなことは民のことやいかと。行政は関係ないよと。けど、事の起こりがこの事業で起こったとしたら、少なくとも行政の責任がゼロとは、私は思えないんですよ。そのように賛成した方なんかにもなるだけそのようなことを起こさないように、まあ説明とは言えませんが、配慮してもらおうかなってことしていただけるか、いただけないか。

で、まだ今からもっともっと煮詰めていかなあいかんもんあろうと思いますけど、やはり私が訪問はもう遠慮してくださいねって言っても、町長は、いや、職務ですからそりゃあ誠心誠意、こちら話を聞いてもらうときは再度でもお伺い致しますと。ここはもう絶対埋まる溝じゃないので、私と町長の考え方とは。けど、そういう行為がゆくゆく、そういう侵害につながったり、権利の侵害、人権の侵害に繋がりがかねないということ懸念していることと、一番は、もう口うるさいほど、さっきから巻き返し繰り返し言うておりますけど、新聞のメディア等の報道になったことによることで、ものすごい重圧感がひしひしと反対地権者の方々には寄ってきております。

そのことについて、そういう形の中でのその方々の人権、それから権利を守るべき、これは行政にも責任があろうと思いますので、そこを配慮できるか。していただけないかということ。また、私すべきではないかということで、再度答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返しになりますけれども、本日いただいたご意見を参考に、なお慎重に配慮させていただくと言う以外に、なかなか答弁のしようがないというのが、まあ現段階でございます。

それから、本線工事着手が始まりましてバイパスの進ちょくが図られている。そういった関係の中でまあプレッシャーをお感じになられるということでございますけれども。やはりこれだけの大型事業になりますと、工区全線で、まあ用地買収が完了したから法線工事ということにはなっておりません。それからまた。

（議場から「聞こえん。聞こえるように言え」との声あり）

失礼しました。

なお、慎重に人権に配慮をしながら対応させていただくと。その上でなお、本日いただいたご意見を参考に、対応させていただくという以外に答弁のしようがないというのが、まあ現段階でございます。

それから、もう1つはバイパス進ちよくが進んでまいりまして、その環境からプレッシャーを感じられるといったことでございますけれども。これぐらいの事業になりますと、工区の全線の用地買収が完了してから工事着手ということには全国的にもなっておりません。また、事業規模から考えましても、地元メディアがアナウンスをします。これも特段変わった対応ではないと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

以上、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

質問は以上で終わりですが、皆さんにひとつご了承願いたいことがございます。

一般質問の順番ですが、9番の池内君からの申し出がありまして、4番の下村勝幸さんとちょっと入れ替えをしたいという申し出ございまして、4番を池内弘道君、9番を下村勝幸君に変更したいと思いますので、ご了承願います。

よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 50分